

平成15年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成15年3月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森 河 昌 之	2番	小 野 隆 雄
4番	山 本 直 子	5番	松 田 正
6番	中 西 和 夫	7番	野 呂 民 平
8番	里 川 宜志子	10番	西 谷 剛 周
11番	萬里川 美代子	12番	中 川 靖 広
13番	喜 多 郁 子	14番	浅 井 正 八
15番	木 田 守 彦	16番	吉 川 勝 義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦 口 隆	係 長	上 埜 幸 弘
--------	-------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	小 城 利 重	助 役	芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	堯 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	池 田 善 紀
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
監 査 書 記	藤 原 伸 宏	住 民 生 活 部 長	中 井 克 巳
福 祉 課 長	野 瑤 一 也	健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也
環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦	住 民 課 長	西 谷 桂 子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 8番 里川議員

1、支援費制度について

①障害者にかかわる制度がこの間に改正されてきている。斑鳩町の障害者基本計画の見直しについて

②急に利用が必要になったときに申請しても現行法では問題があるが、どう対応するのか。

③サービス提供体制の整備について

- ・ 援護の実施者である町の状況について
(実態にあった認定ができる状況になっているか)
- ・ 基盤整備のための計画の策定について
- ・ 利用料の減免制度について
- ・ 障害者ケアマネジメント従事者を活用する相談支援体制について

2、税金の控除について

昨年の8月に厚生労働省から通知のあった障害者控除について、斑鳩町の取り組みはどうなっているか。

3、学校給食の食材について

地元の安全で安心できる農産物を子どもたちに、ということで取り組んでいただいています。斑鳩町で用意できるものは限られていると思います。それ以外のものについて奈良県産などを使用するなどの配慮はされているのですか。

4、各道路の状況について

①R25の歩道と水たまりについて

(以前より多くの要望があった)

②県道高田線の歩道の点字ブロックとポールの仕様について

③危険な通学路の状況について

5、ごみのポイ捨てについて

国道・県道・町道などの沿線にある田畑では、非常にポイ捨てが多いところがある。防止策は考えられないか。

〔2〕 13番 喜多議員

1、教育基本法の改正について

①教育基本法の改正について、昨年11月に中央教育審議会の中間報告が公表されました。これについて教育関係者を対象にした、ある新聞のアンケートの中で教育基本法の見直しが必要というものが約70%で、不要と言うものは5%であるということですが、教育長はどのような見解をもっておられるのかお伺いいたします。

②現行法では明確に規定されていない重要な教育理念や原則が必要として「家庭の教育力の回復」「公共心、伝統や文化を尊重する、郷土や国を愛する心の涵養」が挙げられています。これについての考え方をお聞かせください。

③現行法の第5条（男女共学）を「男女共同参画社会の実現や男女平等の促進に寄与する」という新しい視点から教育の基本理念として規定することが適当と明記されていますが、「男女共同参画＝ジェンダーフリー」を教育の中で強制するものにならないのか？ジェンダーフリーなるイデオロギーを正確に理解した促進でなければならないと考えますが教育長の見解をお聞かせください。

④現行法第6条（学校教育）は、教員の身分の尊重、待遇適正についてばかりの記述であると批判の根拠になっていることから、教員の使命感や、責務が明記。さらに資質向上や研修の重要性も規定するとあります。教員の資質低下が問題となっていますが「指導力不足の教員」か、または「不適格教員」と判断される教員が当町にはいないのか、聞かせてください。

⑤「学校の役割」「家庭の役割」を明記すべしと市町村の教育長は約7

3%が改正を求めた。理由として、現状では学校の負担が多すぎる、家庭教育の希薄化が問題行動に起因するとしています。現行法では地域社会についても何ら規定していないので、学校、家庭、地域社会の連携、協力等を規定としてきちんと位置づける必要があるとしています。これについての見解をお聞かせください。

〔3〕 4番 山本議員

1、無登録農薬の使用について

県は県内の全農薬販売店が無登録農薬を扱っていないかどうかの調査中と聞いていますが、なかなか全てを把握する名案がないと聞いています。業者や農家に知らせて、自主的に申し出る状況をつくるために、町はどうされますか？

2、斑鳩町に働く職員の育休取得について

①取得状況について

②育児休業の男女取得率は？

③取得について、なぜ男性の取得がすすまないと考えていますか。

④特に女性が復職することについての対応策は？

3、ドメスティックバイオレンスにかかわって、シェルターの設置をどう考えていますか。

①増え続けるDV被害者の援助をするという立場から、シェルターの存在は不可欠と考えますが、いかがですか？

②斑鳩町単独で、シェルターを設置する考え方はありますか。

4、子育て支援について

子育てについて、サービス現況調査分析を平成15年度から2ケ年かけて行うとのことですが、現在「子育て」について、何が行政課題と考えていますか。

5、児童扶養手当に関して

①法律改正に伴い、当町では受給者総数のうち、何人が全額支給にならなくなったのか。減額された金額は総額でいくらか？

②この状況について、町はどう考えていますか。

〔4〕 7番 野呂議員

1、今、世界の最大の問題となっている、イラクに対するアメリカの武力行使について、世界の世論は2つに分かれています。非核平和宣言をしている町の町長として、どう考えているか問う。

私は議員生活の32年間、毎議会一般質問をしてきましたが、最後の一般質問をいたします。小城町長は私にとって三代目の町長でありますけれど、四役始め、職員の皆さん、長い間私の質問に対しまして幾多の意見の相違はありましたけれど、お付き合いをいただいたことにつきまして、心からお礼を申し上げます。

さて、第①に、国連の大多数の国々が、イラクへの査察を継続し、平和解決をと、求めているのに、アメリカは戦争への道を強引に進めようとしています。しかし2月15日、アメリカ本国のサンフランシスコで20万人の反戦デモをはじめ、世界中の600都市で1,000万人の空前の戦争反対のデモが行われました。まさに、世界の一般国民が歴史を戦争の悲劇ではなしに、平和へと動かそうとしています。

非核宣言をし、「和を以て貴しと為す」という聖徳太子の、世界遺産のある町の町長として、国連のルールによる平和解決への道についてどう考えるか伺いたい。

第②に小泉自民・公明・保守の内閣は、イージス艦をインド洋に派遣し、査察による解決に背を向けて、アメリカの武力行使を認める国連決議の提案を応援し、国連で各国に働きかけています。町長は（2月25日付朝日）日本の世論の調査結果のイラク攻撃反対78%という数字から見て、どう考えるか伺いたい。

2、合併問題について

①私どもがしている、合併問題に対する町民アンケート調査の中で、町民の多くは、合併の問題点は何か、メリット、デメリットは何か、特にデメリットについて知りたがっています。町長は施政方針演説の中で「多くの課題や問題を含む合併に関する議論と理解の熟度を高めていくことが重要と考えています」と述べています。しからば、どういう方法でそれをするのか伺いたい。

②また町長は施政方針の中で「時期を見極めて、直接住民の意向を確認

する必要があると考えております」と述べました。私もその事が一番重要だと考えていますが、それは住民投票をすることだと考えますが、そのためには条例の制定が必要だと考えますが、制定するとなると、いつ頃とを考えているか伺いたい。

③先の全国町村長大会に続いて、2月25日、日本武道館で全国2,800の町村長と議長ら6,000人が集まり、①強制合併反対②交付税の堅持をかかげて町村自治確立総決起大会を開きました。また長野では「小さくても輝く自治体フォーラム」を22日23日に開きました。その行動と内容についてどう考えているか伺いたい。

3、町長の前回の退職金はいくらか、町長はじめ三役の退職金の計算式は。

①退職金の原資、金の出どころはどこか。

②町民感情（不況下の）から見て、適当な金額と考えるか。（4年間で）

4、最後に。

①入札の改善をすること。

②親切で、情報がガラス張りのように公開され、職員の能力が充分引き出され、不正や借金など大きな間違いをしない町政運営を切に期待します。

〔5〕5番 松田議員

1、政治不信の根源はどこにあると考えるか。

①いまほど国民（住民）の政治不信が高まっている時はない。その根源はどこにあると考えるか。

②私は、「政治とカネ」「政治と公約違反」にあると考えるがどうか。

2、行政改革大綱「第3次答申」を受けての基本的な認識と具体的な対応方針について問う。

①「人づくり」構想と「意識改革」をどう進めるか。

②構造改革特区についての考え方。

③議会答弁とその後の説明責任についての認識。

〔6〕10番 西谷議員

1、ごみ問題について

町は平成12年10月からごみ減量化やリサイクルを目的として4種類（

可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル・空缶空瓶)の町指定ごみ袋による分別収集を行っている。

- ・ 4種類の町指定ごみ袋はどの業者に発注し、1枚当たりの単価はいくらか。
- ・ その業者に決定した入札の経緯は？
- ・ 4種類の町指定ごみ袋の年間利用枚数は？
- ・ 分別ごみの最終処分業者の選定方法と年間委託費は？

2、峨瀬自治会集会所問題について

工事中止となっている峨瀬自治会集会所建設における公文書の確認。

- ・ 平成12年9月7日に峨瀬自治会集会所建設の工事着工届を町長が受理した理由は。
- ・ 工事着工届の一週間後の平成12年9月14日に工事中止届を町長が受理した理由は。
- ・ 工事中止届に関し、誰がどのような理由で提出することになったのか。
- ・ 平成12年6月5日に町有地の土地使用承諾書を町長は峨瀬自治会に提出しているが、その理由は。

3、法隆寺東部土地改良区の水路管理費について

多くの住民から毎年水路管理費(1,000円)を支払わされていることに不満の声を聞く。

- ・ 法隆寺東部土地改良区に水路管理費を支払っている住民は何軒あるのか。
- ・ その水路管理費はどのように使用されているのか。
- ・ 町内でこのような水路管理費を徴収している水利組合や土地改良区はあるのか。
- ・ 水路管理費を徴収する法的根拠は何か。
- ・ 法隆寺東部土地改良区内での宅地造成時に開発業者から放流同意金等の名目で徴収したことはあるのか。
- ・ 強制的に水路管理費を徴収されているのか。
- ・ 水路管理費納入者に決算書等の書類は配布されているのか。

〔7〕 11番 萬里川議員

1、人にやさしい道づくりについて

いかるがパークウェイのモデル地区が順調に進み、全線開通すると歩道の確保により、多くの世代の人が安心して通れる道になる、まさに人にやさしい道づくりであろうと思う。しかし、斑鳩町全体の道路を見渡す時、右折レーン、左折レーンが少ない中で、渋滞に巻き込まれることが多い。車中で運転している人にとって、前に進まない道路はいらただけで、ひとつもやさしい道ではない。町はいつも渋滞している箇所を把握しているのか。そうであるならば渋滞緩和の対策は、いつ頃行われ、解消に結びつくのか。

2、より安全なまちづくりにどのようにして取り組むのか。

小さな犯罪を許さない、軽犯罪を徹底的に取り締まることで凶悪犯罪への連鎖を食い止めることができるなど、あるテレビ番組で報道された。その犯罪のひとつが落書きである。斑鳩町においても少ないものの、落書きは目立ちつつある。仙台市では2003年4月より「市落書きの防止に関する条例」が施行されるが、町として仙台市の取り組みをどう評価されるのかお聞かせください。

3、子育て支援について

香芝市では2003年4月より、乳幼児健康支援一時預かり事業の一つとして、病後児保育が実施される。民間施設ではあるものの、補助金を出して、もしもの時の対応にあたる。町として病後児保育の取り組みについて、またパートなど親の就労形態に応じ、受け入れる特定保育事業は国も進めようとしているが、町の取り組みについてお聞かせください。

4、ごみ有料化に伴っての成果と今後の課題について

①「町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書」が本会議初日に提出されました。

このごみ有料化導入については、私自身大変悩みながらも多額のごみ処理費が一般会計より支出されていた経緯があり、やむなく賛成いたしました。だからこそこの有料化に伴って成果があがってこないとい

けない。ごみ処理に関しての成果をお聞かせください。また、請願書にもあるような価格の見直しがあるとするならば、いつ頃になるのか、またそのような見通しができるのか。

②予約による大型ごみが出しにくいと聞きます。以前のようなステーション広場に、年2回でも良い、シールなど購入して、その大型ごみにも貼り付け回収してもらえる方法はできないかとの要望が多いが、その点においても改善できないのか。

〔8〕 15番 木田議員

1、自治会とは何ぞやについて問う。

①何自治会があり、会員数はどの位か。

②自治会に入会していない人に町広報や議会だより、福祉だよりや回覧板等を配布しない理由について

③自治会の存在が危ぶまれる地域の出現に町はどのように対応するのか。

④納税者が主役の時代に自治会に入らない人は町と協働で町づくり参加できないのはどうしてか。

⑤町の情報を得る手段としては掲示板以外に方法はないのか。

2、河川パトロールについて

①県河川のパトロールは十分になされているのか。

②今年は年初より雨が多いので雨による被害をどのように想定しているのか。

③河川改修（秋葉川の右側の残り部分）の進捗について

3、駒塚古墳の用地費について問う。

①面積、場所、単価等を問う。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、8番、里川議員の一般質問をお受けいたします。8番、里川議員。

○8番 (里川宜志子君) それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。今回は、任期中最後の質問となるため、少し項目が多くなってしまいました。理事者におかれましては、簡潔なご答弁をお願いいたします。

それでは、1番目の支援費制度についてから質問に入らせていただきます。

本年4月から、障害者の措置制度が大きく変わり、支援費制度となりますが、問題点の整理をする必要があることから、今回取り上げることとさせていただきました。

それでは、1つ目から質問をさせていただきます。

障害者にかかわる制度がこの間に大きく変わってきています。市町村の努力義務とされている障害者基本計画は、私も議会で何度も取り上げ、策定をしていただいた経過がありますが、現在の計画では、整合性を欠き、見直しの必要があるのではないかと考えます。今後の予定を聞かせてください。

○議長 (小野隆雄君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長 (中井克巳君) 議員にも既にご承知をいただいておりますように、本町の障害者計画につきましては、平成11年の3月に策定を行ったところでございます。この計画につきましては、議員にもご参画をいただいておりますけれども、障害者が社会生活と地域社会の発展に参加できると同時に、他の町民と同じ生活ができる社会の実現というのを目標に、平成11年度からおおむね10年間の計画として、福祉の充実とか保健医療の充実とか、住みよい福祉のまちづくりの推進など基本的な施策の考え方について定めているところでございます。

計画の策定後、議員も申されてますように、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化をいたしております。昨年精神障害者保健福祉に係ります在宅サービスや相談業務の市町村への事務移譲、そしてことしの4月から支援費制度への移行と、知的障害者福祉サービスと相談の市町村への事務移譲によりまして、障害者福祉施策による市町村の役割がますます

す重要になってきているところでもございます。

しかしながら、この計画におきます基本理念や施策の方向性に大きな変更があるわけではなく、今後も計画の趣旨にのっとり施策を進めてまいりたいと、このように考えているところでもございます。ただし、事務を行います主体や事務の進め方などについて、実際とは一致しない部分がございますことから、これらの箇所につきましては、文面等を、文言等を整理し直す必要があると、このようには認識をいたしているところでもございます。

なお、現在支援費制度移行に係ります業務に全力を挙げているところでもございます。平成15年度後半から計画をいたしております福祉全般にわたりますアンケート調査等によりまして、適切に対処をまいりたいと、このように考えているところでもございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、部長から丁寧に説明をしていただいたわけなんですけれども、私はこの障害者基本計画を策定したときから、その当時から申し上げてきたのが、八尾市のように数値目標を入れた計画の策定が必要だということをずっと言ってきたんですが、そのときには、そういうことはしていただけなかったんです。けれども、これだけ障害者の関係について市町村に大きく責任がおりてきているという中では、斑鳩町が持つ基本の計画ですから、行政としてこの計画をきちっとやっぱり見直してほしいというふうに私は考えているわけなんです。

今、部長の説明にもありましたが、アンケートの結果を待つというのは結構だと思います。それで実態に合ったものをつくるということは非常に大切なことだと思いますけれども、けれども、文言の整理だけで終わるといようなそんな状況であってはいけないというふうに私は思います。もう少しこの制度が大きく変わったことをしっかりと受けとめていただいて、行政として間違いのない対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、文言の整理と申し上げましたのは、今の計画につきまして整合を欠くところにつきましてそういう文言の整理をさせていただきますと、そしてアンケートを実施する中で、見直さなければならない点等が出てくる場合もございますので、それらにつきまして改正が必要なところにつきましては大幅な改正をしていきたい、このように考えているのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野槇雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、今後の担当のほうの施策の方針の出し方につきましても見守っていきたいと思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

急に利用が必要となったときに、申請をしても制度上現行法では問題があると思いますが、町としてはどのように対応するのか、考え方を示してください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 支援費制度におきましては、介護保険制度と異なりまして、支援費の支給の開始決定以後でなければ支援費によるサービスの利用ができず、申請日にその効力が遡及されることがないということでございます。

一方、身体障害者福祉法等によりますと、やむを得ない事由により支援費支給ができない場合はその措置をとることができるかとされているところでございます。このやむを得ない事由による措置につきましては、措置に係ります費用の基準が示されないなど、厚生労働省がはっきりした位置づけをしておりませんために、その運用につきましては明確ではないということでございますが、サービスを必要として、そのサービスを利用しなければ日常生活に支障を来すと考えられる場合は、措置をとっていく必要があるものと考えております。

ただし、障害者福祉サービスの利用につきましては支援費によることが原則であるため、仮に措置をとったといたしましても、支給開始決定を早急に行うなどのその実態に十分留意をしていきたい、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 予算書を見させていただく中でも、確かに当町は、この支援費の措置についての予算は若干とっていただいています。そこに担当としての配慮というものは、私自身は感じとしてはいたわけなんです、今部長がおっしゃったように、厚生労働省は基準額設定をまだしてきてないわけなんですよね。この基準額、措置をしたときの基準額について、やっぱり奈良県下で一定基準というのか、統一されたものというものが必要ではないかということをおもっているんですが、このことについて、奈良県としてはどんな役割を果たしてくれるのかな。また、斑鳩町としては県のほうへどういうことをおっしゃっているのかということもちょっと気になるところなんです、そのところはどうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今の段階で、私として県の動向等につきまして把握はいたしておらないところなんですけれども、これらにつきましては、町といたしましては、こういう形で空白の期間というのが利用者にとって生じてくる可能性もありますので、これらにつきまして、空白の期間がならないような状態に対応をするために、今議員も申しましたように、やむを得ない事由による措置という形のところで、わずかではございますけれども、平成15年度で30万円ぐらいだったと思うんですけれども、予算措置をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ぜひ積極的に県にも働きかけていただきまして、必要に応じて対応ができるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、3番目に入らせていただきます。

援護の実施者としての町は、実態に合った認定ができ、サービスが提供できる体制ができていくという状況になっているのでしょうか、確認をしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 支援費制度におきましては、厚生労働省におきまして定められました勘案事項をもとに、本人の障害の程度など身体の状態だけではなく、家族の介護、就学や就労などの社会参加状況を含めまして、余暇等の過ごし方など生活全般にわたって勘案をいたしまして、本人、家族のサービス利用の意向も取り入れながら、支援費の支給の開始を決定をいたしていくことになっております。ただし、実際のサービスがどれほど提供されるかも勘案しなければならないことから、事業者の指定状況を見る中で、3月中旬を目途に決定をいたしていく予定をいたしているところではございます。

また、障害程度区分決定につきましては、身体状況などの判断で、特に専門性を要します者について、保健師からの意見を取り入れながら進めているところでございますが、市町村間での格差が出ないように調整をしていく必要があるとも考えております。それで、現在、生駒郡4町で担当者によります支援費制度の打ち合わせ会なども行いまして、逐次情報交換を行っており、町村間での格差が出ないように努めているところでもございます。

この制度につきましては、新しい制度でございますので、我々としても戸惑いが全くないということではございませんけれど、できる限りサービスを利用する障害者の人やそのご家族がこの制度を利用しやすくしていくように努めてまいりたいと、このように考えて

いるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、部長のご答弁の中にもありました。少し基盤整備のことに ついても触れられていたと思いますが、続いて基盤整備についてを質問させていただきた いんですが、この基盤整備というのは、非常に今回重要な問題ではないかというふうに考 えているんですね。これは、申請上の制限、または支給決定を大きく左右する重要な問題 ではないかというふうに私は感じてます。そのために、緊急整備計画というようなものが 必要であるのではないかというふうに私は考えるわけなんですけれども、こういった計画 の策定については、担当のほうはどのようにお考えになられてますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員が申されております分につきましては、いろい ろ問題点がございまして、非常にこの計画を策定することは難しいのではないかと、この ように考えているところでございます。支援費制度によります障害者の方の希望や需要に は十分注意を払いまして、安心してサービスを受けていただけるようなサービス基盤の整 備につきまして、県に対してそのような計画等の策定を要望をしまいたいと、このよ うに考えており、町におきまして単独で現時点でその計画を策定していくことは難しいの ではないかと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ですからね、問題になることは、やっぱり県がかなりイニシア チブをとってやっていってもらわなければならないということがたくさんあると思うんで す。ですから、町としても、県のほうへはしっかりと要望を上げていっていただきたいと 思います。

今の1点目、2点目で、私が質問させていただいたのは、これまで以上のサービスが提 供できないというような問題、または新規申請が困難であるというような状態ですね。対 象制限、利用制限というものが起こってこないようなやっぱり施策を斑鳩町としてはやっ ていただかなければならないということから、私はこのことについて質問させていただ いたわけなんです。そのことも担当としてはしっかりと受けとめていただきたいということ をお願いをしておきます。

それでは、3番目の3つ目ですね、利用料については、サービスの内容によってこれま でより負担がふえるケースも多いであろうと思われまます。減免制度についての現在の考え

方を確認させてください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この中で、今、議員が申されてます施設入所に係ります本人の利用負担の算定につきましては、年金等の収入から租税、社会保険料等の必要経費を控除いたしました対象収入額によって決定をされて、40階層に区分をすることとなっているところでございます。

この必要経費といたしましては、知的障害者入所施設の場合、日常生活費——生活保護法における入院患者日用品費の相当額を含まないものというものでございますけれども、これは生活訓練等支援費に日常生活費相当分が含まれていることが理由とされているところでございます。ただし、経過措置といたしまして、平成15年度におきましては、その2分の1、今まで控除されておりました2分の1を必要経費とすることとされているところでもございます。

確かに、現行に比べまして利用者の負担が増加するということになるわけでございますが、利用者負担が対象収入を上回ることもなく、また利用者負担に上限も設定をされておりますことから、利用者にご負担をいただけるものと、このように考えているところから、現在利用者負担の減免については考えておらないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、部長の説明がありまして、減免は考えていないということなんです。居宅サービスにつきましては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイですね、これ1つにまとめられて、基準表に基づいて、負担ゼロから全額までの18段階の区分に基準表が設けられ、上限の月額も新たに設定されているわけなんです。

ホームヘルプサービスは、これまでどうだったんかと言いますと、7段階の区分ですね。それで、1時間当たりの負担額はこれまでは最高でも950円程度だったものですが、居宅サービスといって3つ一くくりになりますと、大幅増となるんですよ。それと、デイサービス、ショートステイというのは、これまでの利用の状況でいきますと、飲食物相当額の実費程度のもだったと。ところが、この新しい基準表に基づく利用料につきましては、かなりの負担増というものが見込まれるのではないかと。

それと、今部長がおっしゃられましたね。施設サービスです。これにつきましては、知的障害の方たちの入所問題でも、今おっしゃられた必要経費——日用品費ですね、2

分の1は当分経過措置として必要経費とみなそうということですが、日用品費も年額やっぱり30万程度は必要なんですよね。そしたら、月額2万円。2分1を経過措置として必要経費と認めたとしても、やっぱり月額1万円が負担増になるわけなんです。

それで、所得に応じた40階層区分ということになりますが、これは階層別に見ていきますと、上限は確かに設定されておりますが、今回の計算でいきますと、最高で月額6,000円増になります。上限設定、これ引き上げられましたのでね。

ですから、そういうふう負担増となる方たちがいらっしゃるという認識を、しかもこれは負担増がわずかの方と大きい方、こういったものをやっぱりきちんと見ていただかんとあかんと思うんですよ。

事業者との契約上の問題の中でも、支援費に基づく基本契約というのがあるわけなんです。その基本契約というのは、これまでの措置とは少しやっぱり内容が違ってまして、基本契約とオプション契約、別個の契約による考え方もあらわされているわけなんです。ですから、そのオプションの契約というふう回されるサービスにつきましては、これは必ず負担増になるわけなんです。ですから、オプションとなるであろうと思われるようなものについては、テレビとか冷蔵庫の電気代、おむつ、歯ブラシ、こういったものが今そういうオプション契約のほうになるというふうな動きになっているわけなんです。

こういったことも含めまして、単に減免制度は考えておりませんと言いついていいものなのかどうかというのは、私とても今部長の答弁を聞く中で心配になったわけなんです。負担は従来どおりであるというふうに説明をされてます。このパンフレットのQ&Aにも、かなりそういうことをきっちり書いていただけてますけど、ところが制度実施に伴う負担の問題は深刻だと。高過ぎる利用料でサービス利用を断念しなければならないとか、利用料の滞納によって契約解除などが起こってしまうという、こういったものをすごく心配されているわけなんです。こういうことがもし起これば、人権の問題としても、制度の趣旨から見ても、あってはならないことであるというふうに私は思うんです。こんなことを斑鳩町で起こってもらっては、私は困るというふうに思うんですが、この辺についてはもう少し研究していただかんとあかんの違うかなと思います。はっきり減免はいたしませんと言われたことについては、私はちょっと今非常に、ええ、そんなんでも本当にやっていけるのかなという、とても大きな心配事に私の中で変わってしまいましたので、減免については位置づけなどを明確にして、制度としてきちんとやっぱり設けるべきではないだろうかというふうに考えますので、今後また状況については、その利用者の方々の状

況、きちっと調査をしていただきまして、このことについては少し研究をしていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、4つ目に移らせていただきます。

障害者ケアマネジメント従事者を活用する相談支援体制についての考え方を示していただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 身体障害者の方に加えまして、知的障害者の方の相談支援が市町村の業務となったわけでございます。これに対処するため、福祉課職員に身体障害者、知的障害者のケアマネジメント従事者養成研修を受講をさせるなどいたしまして、相談業務を円滑に行う準備に努めているところでございます。今後、県の福祉事務所、更生相談所等と連携を図りながら、保健センターとも協力をして相談支援に当たっていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 担当をしていただく職員さんも非常に大変であろうと思います。このことについては、既に研修も受けていただいております、長時間にわたる研修を受けていただいておりますということも私は承知しております。ぜひそういった体制について、今後も一層の努力をしていただけることをお願いいたします。

この支援費制度になりまして、この間の障害者の関係の制度の改正を見る中で、障害者福祉の十分な財政支援なしで責任を市町村に押しつけてくるというような国の姿勢による制度導入ですね、こういったもの。そしてまた、県がこうなったときにどういう対応をするのかということについて、私は非常に問題が大きいというふうに感じております。ですから、町としても非常にしんどい部分があるということはよく理解をしているところですが、やはりこの問題については、国、県の責任と役割を追及していく必要があるなというふうに感じてます。

また、その反面、町は、この制度の中でも、幾つもの権限を持っているわけなんです。ですから、その権限を最大限に生かして、利用者本意のサービスを提供していくことができるというふうに私は思いますので、ここから先の町としての努力をぜひやっていただきたいということをお願いをさせていただきまして、2つ目の障害者控除についてに移らせていただきます。

障害者の認定を受けていない寝たきりの方、介護が必要な方など、障害者に準じる高齢

者については、市町村長の認定証明があれば障害者控除が受けれるということについては、1970年に既に当時の厚生省から通知がされ、高齢者本人への趣旨徹底に格段の配慮を求めるといった経過があったんですが、このことにつきましては周知がなかなかされない。申請主義である。また、申請が出されても、証明するのになかなか認定をしてもらえないというような状況が全国的にも見られる中で、国会でも取り上げていただきまして、昨年の8月にさらに厚生労働省から都道府県と政令都市に通知が出されている問題であるということは、担当のほうもご承知だとは思いますが、これまで斑鳩町でもこういう相談はあったのか。また、高齢者への周知はどうであったのか。そして、申請された場合、斑鳩町としてはどう対応するのか。これらについて考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 高齢者の方の相談等につきましては、私どものほうへのご相談はなかったのではないかと、このように思っております。

それと、周知の方法につきましては、周知という形で、こういう控除を受けられるというような形での周知は今までやってはおらないということでございます。

最後の、議員のほうのもう一度ご質問の内容を確認をさせていただきますと、控除の申請があったときの町の対応ということでよろしいでしょうか。——それにつきまして

は、現段階におきましては、これらの対応につきましては、今議員からもご説明があったように、国のほうからそういう形で、14年の8月1日付で、所得税、地方税上の所得者控除の取り扱いについてという通知をいただいているところでございますけれども、これらにつきましては、市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象とされている。高齢者につきましては、所得税法施行令、地方税法施行令の規定によりまして、「身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象とされているところでございます」というものでございますけれども、この身体障害者に準ずる者の認定基準について、現段階におきましては、何らかの認定基準が必要ではないかと、このように考えております。

国がその事務連絡の中で示しております認定基準の方法につきましても、医師の診断とか調査の実施、及び身体障害者、知的障害者の判定を行っている機関によりまして個別に認定するなどの方法が示されているところでございます。しかし、要介護者全員につきまして、障害者控除のための医師の診断書を取り、新たに調査を実施し、また公平性を高め

る観点から、介護保険における審査会的な判定機関を設け審査を行うことになっていくのではないかと、このように考えているところでございます。その実施方法につきましては、容易ではないというようにも考えているところでございます。

また、所得税につきましては、国税でございますので、この認定基準が市町村独自の認定基準により控除が受けられるとなりますと、公平性の観点からも適切ではないと、このように考えます。

これらのことから、国とか、少なくとも県内市町村については、統一した認定基準が必要になってくるのではないかと、このように考えているところでございまして、これらにつきましては、そういう統一した認定基準をもって今申されている申請等の取り組みをやっていく必要があるのではないかと。このようなことから、国や県に対して、そういう統一した基準を出していただけるような形で働きかけていきたい、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 去年の8月1日に通知が出されてます。そして、お隣の平群町で、この申請を出されて、この申請が通らないという状況が起こっている中で、斑鳩町はじゃそういう可能性についてどうなんか考えてんのかというたら、非常に考えていただけないという状況ですね、今の説明を聞いてますとね。所得税については、一定のやっぱりバランス、公平性という中で基準が必要やと。そしたら住民税についてはどうなんかということも言えるわけなんです。ですから、住民税についてどのようにお考えになられるかということもお尋ねをしたいと思っておりますけれども、1つの例といたしまして、新潟県が割とこれを早く取り入れてやっているんですね。これは県のほうがそういうことで力を入れたのかどうか私はわかりませんが、新潟県の上越市では、昨年介護保険の認定者を対象に1人ずつ審査をして、基準に該当しているというふうに判定できた人に認定書を発送している。そして、上越市では2,400人の方を認定したと。これは、上越市13万以上の人口がありまして、高齢化率も20%以上になってますので、高齢者の7%か8%ぐらいに当たる数字ではないかなというふうに私は見ているんですけども、こういったことを実際やっぱりやっているんですね。

じゃ、今部長がおっしゃられた公平性であるとか、そういった問題についても、もっとほかの県でもやっているやないかと、奈良県ではどうなんやと、そしてそれが全国的にはどうなんやということで、これやっぱりしっかりやっていただきたいというふうに

私は思います。決してこれ消極的にならずに、このことについては、今後申請が出てくる可能性がございますので、取り組みについてはしっかりとやっていただきたいと思いますが、住民税についてだけちょっとどうなるのかというのは、どういうふうに考えれるかというのをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま住民生活部長が答えたこともありますけども、いずれにいたしましてもいわゆる税に関係いたしましては、所得税も住民税も、いわゆる課税客体そのものの内容、またそれに対する控除の関係につきましても、考え方については、税の混乱性を招かないという観点から等を考えますと、同じような考え方に立ってさせておるものでございます。

そういった中で、控除額については、国税と地方税と異なるものでございますけども、そういった考え方に立ちましたら、ただいま申し上げました住民生活部長の考える中で、十分な検討をする中でしていくべきだと考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 何とも消極的な答弁をいただいたわけなんですけども、やっぱり県民税、町民税といったところから手がけていってほしいなというふうに思うわけなんです。そのことについても、できるだけ積極的な対応、県などともそういう話をする場所はあると思うんですよね。そういうことを市町村から声を上げていっていただいて一定の基準を出す。そして、斑鳩町としては申請が上がってきたときにどうなんかなということを、やっぱり姿勢をきちっと持っていただきたいということを私は提起をしておきたいと思っています。

それでは、3番目に入らせていただきます。

学校給食の食材について、これは地元の安全で安心できる農産物を子どもたちに、そして地元農家の振興策としても、斑鳩町の農産物を使うというのは、今実行していただいていると思いますが、斑鳩町で用意できるものは限りがあると思います。それ以外のものについても、奈良県産のものを使用し、これはどこでとれたものかということなどを子どもたちに指導していただくことは、斑鳩町を知り奈良県を知る学習のよい機会であるというふうに考えます。県内産を使用するなどの配慮をされ、斑鳩町の農業振興とともに奈良県の農業振興へと発展させるよう斑鳩町から発信していくということは、意義のあることだというふうに私は考えるわけなんですけども、この点については取り組みはいかがなものかし

ようか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 給食の食材につきましては、以前からもいろいろご指摘なりご要望をいただいているわけですが、私のほうといたしましては、やはり子どもたちの安全な食事を提供すると、こういうことを主眼におきまして、安全で安心して、そして楽しい給食ができるようにということで、極力地元で生産されているものを使用させていただいております。野菜等につきましては、町の青果組合、あるいは町の農業振興会等を通じまして購入をさせていただいております。米飯の米につきましては、県の学校給食会を通じまして、奈良県産の米を使用をいたしております。そうした中で、できないものについても、できるだけ県内産を優先して購入するということには心がけてしております。

いずれにいたしましても、今も申し上げましたように、食材の安全、あるいは費用の面も考慮いたしまして、食材の選定に努めているところでございます。また、こうした取り組みにつきましては、給食の時間にその日の食材の栄養価、カロリーといえますか、そうしたものと、あるいは産地の説明とか、あるいはどこそこの特産品であるというようなことにつきましても子どもたちに説明をしながら給食の時間を過ごさせていただいております。そうしたものを取り上げながら、教育の一環として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 非常に今教育長のご答弁の中で、米飯についても県のお米を使っていると、努力をいただいているということがよくわかったわけなんですけれども、私1つちょっと気になっていることがあるんですけれども、奈良県では以前に麦作の奨励策をやりましてね、当時かなりの予算が使われまして、各農家組合や農家に補助金を出してやっていったと思うんです。現在では、斑鳩町を見てましても衰退の一途をたどってしまっていて、当時は麦作に取り組まれたところたくさんあったんですけれども、今では余り見かけられなくなってしまうという状況があるんです。これまで麦作力を入れてやらはったんですけれども、奈良県産の小麦を学校給食のパンにというふうに農家の皆さん方から動きがあったわけなんです、奈良県産の小麦は膨らみにくいという欠点があるということを指摘され、現在利用がされていないということなんです。例えば、この小麦に

人体に影響のないグルテンなどを使うことによりまして、その欠点というのは解消ができるわけなんですけれども、地元のものを使うということが、そういったいろいろ研究する中で可能であるのなら、やっぱりそういった問題解決に向けた提案なんかもしていく必要があるのではないかな。せっかくやった奈良県の施策で、発展がない、衰退の一途をたどる、こういうのも非常に私もったいないなというふうに感じているわけなんです。子どもたちの総合学習の指導に伴って、行政も総合的、横断的にやっぱり取り組んでいていただきたいというふうに、私は以前からこの問題については、横断的に取り組んでほしいというような話はよくしていたわけなんですけど、この問題一つをとってみましても、そういうふうに子どもたちに総合的な総合的なっていう指導をするのであれば、行政もやっぱり総合的な取り組みをやっていただきたいということを私は強く思っているわけなんですけど、これについては一応提起をさせていただくという形で次に移らせていただきます。

4番目です。各道路の状況についてですが、まず1つ目、国道25号線の歩道につきましては、以前より多くの問題点の指摘や要望がたくさんの方から出されてきていますが、私も困っておられる方の話をよく聞きます。以前にも、町としてもバリアフリー法の関係で、町内の安全点検などをされた経緯もあると思うのですが、車椅子、老人のステッキカーはもとより、歩くのさえ怖いという状況について、これまで町のほうとしましてはどういった取り組みをされてきたのか、そしてまた今後の改善についてどのような展望があるのかということをご確認をさせていただきたいと思っております。

それと、法隆寺南2丁目地内、最近整地をされまして駐車場にされたところがあるんですが、その手前、こちら役場側から行きましたらその手前になるんですけども、非常にその周辺水はけが悪くなっておりまして、雨降りのとき道路の半分近くまで水がたまっているんです。こういったことが起こっているということを町は認識をさせていただいているのかどうか。何遍も通ってますけど、改善はされてませんので、ちょっと気になっているんです。あの状態では、人が歩くことはできません。そして、車で通ったときにも、すごい水しぶきが飛びまして、車の上からかぶるというような状態です。これは非常に危ない状況があるなというふうに私は考えてまして、こここのところの認識があるのかどうか、おありならどういふふうにご改善しようと考えておられるのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） ただいま議員からも指摘を受けましたように、国道25

号線の歩道に関しましてでございますけれども、パークウェイの推進とあわせまして、国のほうには現道対策ということで、当然歩道設置のほうも要望させていただいております。地元の協力が得られたところから設置をするということで、町のほうも取り組んでいるところでございます。

展望と申されましたのですが、今現在何箇所かかなり狭いところについては、当然要望させていただいているんですが、近々で言いますと、三室の交差点のところ、一部でございますけれども、本年度用地買収をされまして、来年度一応整備をしていただけるというふうな方向にもなっております。

今後も、当然おっしゃっているとおり、現道自体は歩道もない危険なとこだと十分認識させてもらっております。国のほうも、現道対策をやっていかなければならないというふうに努力してもらっておりますので、理解の得られたところから、徐々でございますけれども解消していくように努力させていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほどご指摘のありました大和高田斑鳩線と25号線の交差点付近の水たまりということでもございます。それにつきましては、町といたしましても、現状は見せてもらっております。確かにあの部分につきましては、道路排水と、それと臨地から出てくる水という形で、あそこのほうでたまりができていくというふうな形で認識させてもらっております。25号線の地元の関係者の方にも、排水の関係でできたらご協力をお願いしたいという形でもお願いをしておるわけなんです、なかなか排水のほうでのご協力が難しいというところでございます。町といたしましては、国に対しましても、当然歩道の整備とあわせまして、この道路排水の整備につきましても強く要望していきたいと、こういうふうに考えております。

今の現状につきましては、国のほうへも十分伝えておるということで要望させていただくということでご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 歩道の設置について、本当にこれからも力を入れてやっていただきたいと思います。

部分的な水たまりの問題なんですけれども、これ、水しぶきほんまに高く上がるものですよ。危ないと思います。危険が伴う問題だと思いますので、余り悠長なことを言っておられずに、これは早急に対応をしていただきたいということをお願いをさせていただいて次に移らせていただきます。

県道斑鳩高田線の歩道について、雨降りに自転車で東西に走るそれぞれの道から曲がって歩道部分に入ろうとしたとき、入って自転車でその上を走ったりするときに、点字ブロックですべってこけるというような状況が起こっているようです。こけた方が何人もありまして、私もそういうことは聞いているわけなんですけれども、これらがこけることによって二次的な事故につながらないように注意が必要なのではないかなというふうに感じているんです。

点字ブロックというのは、本当に必要なものですので、それはやっぱり設置しといてもらわないといけないんですが、そのブロックの設置の仕様、やり方、工作の仕方ですね、こういったものについては、もう少し何らかの形で工夫をすることができないのか。雨が降ってぬれると非常に滑りやすくなってるという今の状態を何か改善する方法はないのかなというふうに私は思ってるんです。

また、歩道にポールが立ててあるんですけれども、自転車とかベビーカー、老人のスキーカー、車椅子、こういったものが通ると、あそこにスーパーもできましたので、非常に通行が多くなってます、あの歩道につきましては。ですから、そういったものを通るときになりますと、行き違いするときに、急いでいると、ぶつかったり、ぶつかりそうになったり、非常に邪魔になるという声を聞いているわけなんです、あのポールにつきましてはどうしても必要なものなんでしょうか。私もちょっとそれがわからないもんですから、目的はどういった目的で立っているのか、その目的を果たすためには、ほかの方法がとれないのか、こういったところについて教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員ご指摘の誘導ブロックについてでございますけれども、以前にも、雨にぬれると滑るというご指摘を受けまして、県とも相談した結果がございます。屋外用の点字ブロックを使用しておりまして、現状ではほかにかわるものがないとのことございました。また、ブロックの張り方につきましても、基準に基づいたものでございますので、製品及び施工の工法についても、今のところかわるものがないという形でございます。

次に、車どめのバリカーについてでございますが、すれ違いのときの通行の支障になるとのご指摘でございますが、歩道上への車両の乗り上げ防止を目的として設置されているところでございまして、バリカーについては太陽電池がついていて、夜間には先端部分が点灯して歩行者にもわかるようになっておるものでございます。設置位置につきましても

、当然車の進入防止ということで、十分検討されて設置しているところではございます。
歩行者の安全確保面から必要であるという認識をさせていただいております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） これまでに一定の調査などをしていただいているということはよくわかりましたけれども、今後、先ほど申しましたように、それぞれがまた二次的な事故につながるというような状況がないのかどうか注意深く見守っていただきたいというふうに考えますので、またよろしく願いしときます。

それでは、その次なんです、以前に拡幅の計画がありました5丁南の新池から東小学校の前へ抜ける道なんですけれども、計画が進まない中でも、通学路としている以上、現在の危険な状況について何らかの策を講じるべきであるというふうに私は考えているんですが、車が通過するときに子どもたちが一々田んぼへ降りているというようなことを町としては承知をされているのかどうか、またこういった状況の中で今後の対策についてはどう考えておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員のご指摘の箇所については、町といたしまして6メートルの計画路線でございます。以前から拡幅計画に努力をしてきたわけでございますけれども、地権者との話し合いが不調に終わっておりまして、現時点で拡幅ができない状況でございます。

また、今、議員がお述べのような形で、ほかの方からも、通学路であることから、児童生徒の安全対策面も含めてご要望もいただいたこともあります。関係課と調整協議いたしまして、その辺の通行なんかの調査も実施を行ったところでございまして、今後スクールゾーンとしての設置、時間制限等が可能かどうかということで西和警察とも協議を重ねております。現在、西和警察を通じまして公安委員会に対しまして要望を行っている状況でございます。そういう状況だということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） わかりました。スクールゾーンとしてというふうに今部長もおっしゃっておられました。確かにステッキカーを押して通られるご老人とかもいらっしゃるわけなんですけれども、とりあえずはそういった時間制限をする中で進めるという方向ですね。郡山市に行きましても河合町へ入りましても、いろんなどこへ行きまして、時間制限で細い道をとめているというところはたくさん見受けられます。ですから、そういう

方向性をもってのぞんでいただくということは、非常にありがたいと思いますので、進むようにさらに努力をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

道路に隣接する田畑へのポイ捨て対策についてということで今回挙げさせていただいているわけなんです、以前に県道斑鳩高田線沿いの畑の持ち主の方から、ごみがいっぱいほかされて難儀しているんやということを私聞きまして、担当のほうに相談に行かさせていただいた経過があるんです。そのときには、パトロールなどを強化して何らかの対策をとってみますというようなことも言っていたわけなんですけれども、

私今回もう一度国道沿い、県道沿い、町道など ———町道でも割と比較的広いとこです

ね、そういった道のはたにある田んぼ、畑を何箇所か見て歩く機会がありまして見させていただきましたら、ポイ捨てされたごみが余りにも多いことにちょっと自分も驚いているわけなんです。斑鳩町は、ISO14001の認証取得もされまして、今後はご家庭にもISOの取り組みを啓発していくという方針も出されておられるわけなんですけれども、斑鳩町に来られた方、斑鳩町を通過する方、こういった方々にもごみのポイ捨てをしない、させないという方策が町としては必要なのではないかと、このようにも思っております。そして、それらの方々に対しまして、そういう形で啓発ができるような、議員もご承知いただいておりますように、既製の禁止の看板じゃなしに、小学校の子どもたちがつくってくれました立て看板等を設置するとか、そういうような形でも何らかの方法で対応をしていくことも考えられるのではないかな、このようには考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご指摘をいただいておりますような関係につきましても、確かに住民の方だけじゃなしに、斑鳩町を通過される方等もかなり多くございます。そのような方々に対しましても、そういうポイ捨てをできないような、しないような雰囲気づくりをしていくということが大事ではないかと、このようにも思っております。そして、それらの方々に対しまして、そういう形で啓発ができるような、議員もご承知いただいておりますように、既製の禁止の看板じゃなしに、小学校の子どもたちがつくってくれました立て看板等を設置するとか、そういうような形でも何らかの方法で対応をしていくことも考えられるのではないかな、このようには考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） そのことについては、認識を持っていただいているようなので

少し安心はしましたけれども、本当にひどい状況です。ビニールにくるまったものあり、缶あり瓶あり、本当に1カ所の田んぼにでも非常に数えられへんぐらい、私車で行って高いところから見て数えようか思うたんですけどね、ちょっと数えれないぐらいありまして、私もびっくりした状況なんです。

ですから、今部長もおっしゃられたように、そういった工夫ですね、景観なども、非常に世界文化遺産の町としての景観ということにも町としても重視をされていると思いますので、いろいろな工夫が必要であるというふうには思いますけれども、何としても私たち環境問題に取り組んでいる、ごみを減らそうとしている、こういった意気込み、斑鳩町が、また町民がそういう意気込みで取り組んでいる問題について、斑鳩町に来られた方や通過する方にも、何としても我々の気持ちを伝えたい、そのことについて町としても全力を挙げてやっていただきたい。このことについては、職員、町民皆さんの知恵なども結集して、本気で取り組むんやという、そういった姿勢が町としても大切であるということを提起をさせていただきまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告しております項目、1点通告いたしておりますが、5項目に分けておりますので、よろしくご答弁のほどお願いしたいと思います。

この教育基本法の改正については、昨年12月に議会で一般質問がございまして、改正の内容につきましては教育長がご丁寧に説明をされておりますので、今回あえて私は踏み込んだ質問はしないつもりですが、重複するところがございましたらご容赦いただきたいと思っております。

この教育基本法の改正については、昨年11月14日、中央教育審議会の中間報告が公表されました。これは、平成12年12月、当時の森首相の私的諮問機関

教

育改革国民会議が、日本の教育は危機に瀕していると認識、人間性豊かな日本人の育成、一人一人の才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成、新しい時代にふさわしい学校づくりなど、国民運動の一つとして教育改革の必要性を訴えて17項目の提案を行いました。

その中で、教育施策の総合的推進のため、教育振興基本計画及び新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの2点を示し、新しい時代を生きる日本人の育成、2つ目に、伝統

、文化など時代に継承すべきものの尊重、発展、3番目としまして、教育振興基本計画の策定を提示いたしております。

これを受けた文部科学大臣は、平成13年の11月26日、中央教育審議会に、1つ目の教育振興基本計画の策定、2番目に新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方についてを諮問いたしております。

この諮問を受けました審議会では、中間報告として、先ほど申し上げました11月14日に公表をしているわけなんです、その中間報告後、校長会や教育関係者をはじめ国民各層の意見を聞き、さらに論議を進め、答申を取りまとめて本年の3月、もうおっつけその報告があると思うんですが、最終報告を発表するとしております。

今申し上げております教育基本法は、昭和22年3月31日制定されたもので、今日まで56年間、半世紀に及ぶ長期にわたって日本の教育の基本を形成してまいりました。特に教育基本法が制定された社会状況といいますのは、もう既に皆様よくご存じの敗戦後でありまして、アメリカの占領下のもとで制定された日本国憲法の精神にのっとりこの基本法は制定されたものでございます。

この基本法は、第1条から第11条で構成されております。この1条から11条の項目については省略をいたしますが、この中で、我が国の伝統を教えるという日本側の案に対しまして、アメリカは反対をいたしました。これは削減をさせられております。

昭和22年、この基本法を制定する時点では、いろいろ言われる教育勅語でございますけれども、明治政府が制定しました教育勅語が存在しておりました。

この基本法の起草者は、教育勅語を普遍的な教育理念として、この基本法と、削減させられましたから、伝統とかそういう日本の長きに伝わってまいりました精神文化というのは削られましたから、教育勅語と制定しました基本法と両立をさせて、道德教育の理念はこの勅語が語っている内容で補っていかうとしましたけれども、この教育基本法の制定から1年3カ月後、なおまたアメリカの圧力によって衆参両院で排除失効確認決議がなされまして、教育勅語は失効したという定義がございます。

この時点から、日本の伝統を守り近代国家の建設を図るという明治の精神を勅語という形で教育の指針としてきた我が国は、これ以来諸外国の基本となっている愛国心や徳育の教育を行わない国家になってしまいました。

よって、戦後の教育は、基本法が語る個人の尊厳を基盤とすることが基本となり、子どもの権利が強調され、本来教育すべき国家社会への貢献や家庭内での役割、さらに将来の

人生を生きるための知恵といったものが対象外とされまして、平等教育が平和国家の基本である、教育基本であるとして今日に至ったということがこの教育基本法の生い立ちでございます。

過去において、文部大臣とか、それから自民党が何度も改正の意向を示してまいりましたけれども、野党や世論、それから教職員組合等に反発されて見送られてきたという経緯があります。このたびようやく見直し作業が始まりまして、中間報告の骨子が発表されたところでございます。

これについて、昨年11月から12月にかけて、全都道府県の政令都市の教育長59名と、それから全国の抽出しました市町村長、教育長、校長、教頭、教員等にアンケート調査をいたしました。その結果、有効回答率は51.5%であったということでございます。その中で、見直しを必要とする回答は、市町村長は90.9%と高い平均値で回答いたしております。先ほど申し上げました校長とか教頭とか教員とかもひっくるめると、約7割が改正が必要であると認めたというデータが出ております。これにつきまして、当町の教育長は、このアンケートの結果をどのように受けとめられているのか、その受けとめられる理由をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育基本法の改正についてのご質問でございますが、今議員もおっしゃったように、昭和22年の3月に制定されました現行法のもとで、我が国は世界有数の教育国ということになってきたというふうに思っております。こういった点では、私は現行法を高く評価するものでございます。

今回の教育基本法の改正が検討されておまして、昨年11月に中間報告が出されたところでございます。これは先ほど議員もおっしゃったとおりでございます。この現行法にうたわれております理念、つまり個人の尊厳、真理と平和、人格の完成等は今後も大切にしていかなければならないものであるというふうに考えているところでございます。

その上で、今回の中間報告に見られます見直しの視点を整理してまいりますと、1つには、国民から信頼される学校教育の確立ということがございます。これをさらに細分していきますと、1つには、一人一人の個性に応じてその能力を最大限に伸ばしていくという視点、それから2つ目に、豊かな心と健やかな体を育むという視点、それから3つ目に、グローバル化、情報化、地球環境、あるいは男女共同参画社会など、時代や社会の変化への対応するという視点などが挙げられると思います。

そして、2つ目には、「知」の世紀をリードする大学改革の推進ということ。

3つ目には、家庭教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進。

そして、4つ目には、公共に関する国民共通の規範の再構築でございます。これをもう少し細かく見ますと、公共に主体的に参画する意識や態度の涵養、そして日本人のアイデンティティー、これは伝統とか文化の尊重、あるいは郷土や国を愛する心の視点と国際性の視点ということになると思います。

そして、5つ目には、生涯学習社会の実現。

6つ目が、教育振興基本計画の策定ということであるというふうに思っております。

これらのことは、いずれにいたしましても新しい時代の到来におきまして、その原則を明確にしておかなければならないこととございまして、私といたしましてもぜひ必要なことととらえておりまして、最終報告を注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、教育長のご答弁いただきました。とりもなおさず改正については必要であるというふうなご意見であったろうというふうに私は理解いたします。改正される内容について細かく項目だけを挙げていただきました。1条から10条、おそらく全部をこれは改正されようとするように思われます。新しく追加するものもございしますが、私は先ほどから、教育基本法の生い立ちと申しますか、誕生のいきさつを少し申し述べました。そのような環境の中で制定された教育基本法が今日の日本の社会状況を形づくっているわけなんです、教育勅語の道德教育は別に置いとくましても、日本の教育基本法の中に、公共心とか愛国心とか、そういった人間愛に富む個人の尊厳とか、そういったものはうたわれているんですが、細かな人間の人格を形成するそのようなものの制定というのが抜けていたということで、教育評論家等は、この教育基本法は、ある意味で欠陥であったと、だから早期にこれは改正すべきだったというふうなことがあって、今回の改正は遅きに期したとっておられますが、大方の皆さんの評論は、50年もたったから、社会情勢も変わってきましたし、ですから当然改正をすべしであるというふうに理解しております。私もそのように思っております。改正するについての教育長のご見解をお聞きしましたので、2番目に入りたいと思います。

たくさん書いてありますので読みにくいかわかりませんが、2番目の、現行法では明確に条文に規定されていない、先ほどから申し上げております重要な教育理念や原則が必

要であるとして、家庭の教育力の回復、先ほどから教育長のご答弁の中にもございました。公共心、伝統や文化を尊重する、郷土や国を愛する心の涵養等が挙げられております。おそらくこういう項目が条文に加えられて改正をされるだろうというふうに私も理解しております。

しかし、この50年間という期間は、半世紀に及ぶ期間でございまして、非常に長いというふうに私は思っております。この50年間、やはり日本人が一番大切にしなければならなかった伝統を重んじる、父、母を尊敬する、きょうだいは仲よくする、そういった心を見失っておろそかにしてきたことへのツケが今日の社会状況として如実にあらわれているものではないかというふうに私は思います。戦後の日本は、勤勉実直な国民性に支えられ、経済国家を目指して世界でも有数な豊かな国に成長いたしました。そして、経済大国として私たちは少なからずその恩恵の中で暮らしています。中でも、国民の教育に対する関心は非常に高く、高等教育は充実、高度化しております。

反面、先ほどから述べております公共の精神、道徳心、自立心に欠け、倫理観や規範意識が希薄化してきました。子どもは少なく産み、高学歴をつけるための競争意識は強く、過度な競争社会の構図をつくり、この結果出生率は低下、今日の少子・高齢社会をつくった私は一つの要因ではなかったかというふうに思っております。

片方、政治、行政、企業といったあらゆる階層から相次ぐ不祥事が発覚をいたしております。青少年の犯罪はふえ続け、家族は崩壊、何を教育すればよいのか、確たるものを持たない家庭教育、国民のモラルの低下が憂慮されているところであります。まさしく日本の教育は危機に瀕していると言っても過言ではないと思っております。みずからのアイデンティティーをいかに取り戻して、21世紀の国際社会をどう生き抜いていくのか、伝統を尊び愛国心をはぐくむ教育とはどうあるべきか、教育長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現代の家庭というのは、ホテル家族というふうに呼ばれていることがございます。つまり、家庭での子どもたちは、ホテルの個室のように自分の部屋を持っていると、そして限られたときなど以外はほとんど一人になって自分の部屋で過ごしているというのが多いというふうに言われています。

このような中にありまして、どうしても親と、あるいはきょうだいなど家族と接する機会が少なくなってくるようになります。従来のように、家族団らんの中で親やきょうだい

が話の中からいろんな知識を吸収し学習してきたというのがございます。そうした家族の団らんが今おろそかになっている状況では、必然的に親をはじめとする家族の教育力というものが低下しているのではないかというふうに思っています。

また、屋外で友達と遊ぶ機会が少なくなっているということもございます。非常に子どもたちが少ないということもあるわけですが、外で遊ぶ子どもたちが少ないというようなことから、自己中心的な傾向を示す子どもたちがいることも事実であろうというふうに思っています。

以前にも申し上げましたけれども、私は家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点というふうに考えておきまして、家庭教育を大切にしたいというふうに考えているところでございます。

このようなことから、中間報告でも述べられておりますように、家庭教育力の回復、あるいは公共心や伝統文化の尊重、郷土や国を愛する心の育成につきましては、21世紀を担う人材を育成する上で極めて重要なものであるというふうに認識をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 教育長のご見解をお聞きしました。伝統を学ぶということが、やはり民族にとってはどのように重要になってくるかということは、いろんな文献で示されております。家庭教育と、それからアイデンティティーのことでちょっと触れておきましたけれども、予算書の中でも、いかるがホールの文化講座として、小学生の高学年を対象にされました生け花教室を計画をされておられます。それを私見まして、これはきっと伝統を学ぶ教育改正の中から先駆けてぼんと企画なさったのかなと思って大変うれしく思いました。

それで、実は、ちょっとした新聞の中で、文化庁が新年度から土日を利用いたしまして、伝統文化子ども教室を全国で1,000カ所実施するというふうにしております。学校の空き教室や文化施設を利用して、関係団体とか、それから地域住民の指導者の方々にその指導に当たっていただくということで、事業経費を10億円計上しているということで、これは大変な地方にとりましては事業だなということで、もう少し詳しく中身が知りたいと思ひまして、先日私は文化庁のほうへお電話をいたしましてちょっと内容を聞かさせていただきました。

そしたら、まだ今国会で予算審議中ですので、具体的にはまだ何も申し上げられませんけれども、各自治体の1,000カ所の選定の基準は何ですかと聞きましたら、ま

だそういう、1,000カ所実施するのは決めているけれども、各自治体におおして1,000カ所をどういうふうな形で選定していくかということも具体的にはまだ決めていない。そういうことは予算が通過してから、協議会等で協議をして、そして各都道府県なり各市町村へ1,000カ所おろしていく。その10億円の予算の使い道は、1億円は宣伝等に使っていきたいと。あと9億円を1,000カ所に交付としておろしていくということをおっしゃっていただきました。

ですから、私は、斑鳩町は、いわゆる皆様言わずとした法隆寺がございまして、法隆寺の中にお華のお家元がいらっしゃるわけなんです、鶯御流と、ご存じだと思うんですけども、この鶯御流がございまして、家元がありますので、ぜひ斑鳩町もその対象に入れていただけませんかと言ったら、それは聞いておきましょう、決定されるかどうかわかりませんがねというふうにご担当の方おっしゃってまして、と申しますのも、法隆寺の中の鶯御流のもともとの言われなんです、これは聖徳太子が遣隋使として隋へ派遣した小野妹子が持って帰って来て、隋のかの国では、仏様にお花を供えるという術もあるし、それからそういった技法があると、習慣があるというようなことを聖徳太子に伝えましたところ、太子は早速その技法を工夫されて今日の鶯御流の生花という形になっております。ということがございまして、法隆寺の聖徳太子が工夫された技法が日本の生け花として各流派に分かれていて庶民の中に広がっていった。お花のお家元は今全国で1,000流派あるそうでございまして、その中で斑鳩町も文化講座の補助金対象として入っていただいて、もう一度斑鳩町の文化をより一層皆さんに認識していただくというふうには私に思っております。

余談になりましたけれども、郷土を愛する心、それから精神というのは、そういった郷土に長く引き継がれている伝統を学んだり、それから愛する心をはぐくむということは、やはり足元の地元の教育ということで私は重要ではないかなというふうには思っておりますので、今後も、愛国心という言葉は余りふさわしくないということがありまして愛する心というふうに変えられたそうでございます。国を愛する心と愛国心はどう違うのかというふうには、私はその違いはよくわからないんですが、同じだと思うんですけども、そういう言葉は使えなくて愛する心になっておりますが、この項目が今回の教育基本法の改正については重要な位置を占めてくるのではなかろうかというふうには私は理解をいたしております。

次、3番目にまいりたいと思います。

現行法の第5条は、男女共学でございまして、条文を読み上げますと、男女は互いに尊重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は認めなければならないと、たったこれだけの条文でございます。この条文が交付されましてから、それまで男女別々に学んでいた生徒たちは、一変して男女共学となりました。特に男子生徒は、女子と同じ教室で肩を並べることが非常に恥ずかしかったと、当時を懐かしむ教育制度が一変したときに直面していた生徒が今60うん歳になって年をとっているわけでございますので、あのときは恥ずかしかったなあというふうに懐かしんでおると、男女共学というもののは恥ずかしかったというのが最初の感想であります。

それから、だんだん時代が近年になりまして、戦後女性と靴下が強くなったと言われた時代はもう過去のものになってしまったような今日でございますが、女性たちは積極的に社会進出し、あらゆる分野でその才能を遺憾なく発揮し、一人の人間として堂々と男性と肩を並べて目覚ましい活躍をしております。特にこの第5条の男女共学の見直しでは、さらに条文の中に、男女共同参画社会の実現や男女平等の促進に寄与するという視点から、この男女共同参画社会を教育の理念として規定をするというふうに言っております。

この男女共同参画社会の実現に対して、私は決して否定的な立場の者ではありません。私自身、自信を持って、自覚を持って行動をしているつもりでおります。男女共同参画＝ジェンダーフリーという過度な思想が支配する男女共同参画社会の実現に向けては、黙認できない憤りを感じております。

先日新聞で、読者欄に投書をされました62歳の男性の方の投書をちょっと読ませていただきます。埼玉県朝霞市の方でございます。「先天的な性差伸ばす教育を」というタイトルで、日本全国の学校でジェンダーフリー（性差否定）教育が猛威をふるっている。女子生徒に騎馬戦を、男子生徒に料理をやらせ、ロッカーは男女一緒だ。人格上の中性人間として教育された子どもたちは、将来結婚しなくなるだろう。一方、過激な性教育で、フリーセックスが蔓延すれば、結婚願望もなくなる。当然少子化に拍車がかかる。

そもそも、男らしさ、女らしさというのは、生まれつきのもので、それを伸ばしてやるのが人格教育である。社会的、後天的な性差、すなわちジェンダーは存在しない。ジェンダーフリーをバックアップしている男女共同参画社会基本法は天下の悪法であるとおっしゃって、できるだけ早く廃止してもらいたい。これは、男女の人格の平等を目指すといった代物ではない。衣の下に鎧があるというふうに書いておられますが、奈良県はこれほど過度ではありません。全国的に、やはり地域地域によりまして、ジェンダー教育が大変過

度になっているところが新聞紙上でよく見るわけなんです、奈良県はこれほどは私はないというふうに思っております。

ジェンダーフリーという言葉は、男の方は余りご存じなくて、ほとんど知られてない言葉なんです、ジェンダーフリーとは、男らしさ、女らしさの否定じゃないのか、日本の男女共同参画行政は、男女の特性を認める男女平等、男女同権ではなく、その区別そのものを否定する過激なフェミニズムに基づいていると批判され問題になっているということについて、昨年11月、内閣府男女共同参画局長は、1つ、政府が目指す男女共同参画社会は、男らしさ、女らしさの否定ではない。2番目、ジェンダーフリーという言葉は、公的用語ではなく、男女の区別をなくすといった意味ではない。3番目、教育現場で誤解を生まないようにしたいという趣旨を徹底する文書を各都道府県に送付しております。教育長ごらんになっていると思うんですが、しかし全国で95市町村が、これまで制定しました男女共同参画推進条例の中には、男女の固定的役割意識を排除しようとする余り、憲法で保障する表現の自由等を侵害するおそれがあるのではないかとというふうに指摘されているものもあります。ジェンダーフリーとは、男女の特性を是認した上で、文字どおり社会に進出することを言うというものでなければならぬと私は認識しておりますが、教育長のご見解もお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 男女共同参画社会についてのお尋ねでございますが、この男女共同参画社会基本法によりますと、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる。かつ、ともに責任を負うべき社会と、こういうふうに規定されているところでございます。

このような社会の実現のために、学校教育におきましては、児童・生徒の発達段階に応じまして、道徳とか、あるいは保健体育、あるいは家庭科等々におきまして、男女の平等、あるいは男女相互の理解と協力の重要性について指導を行っているところでございます。

また、ジェンダーフリーという言葉の持つ意味につきましても、今議員もおっしゃったとおりでございますが、いろんな考え方があるようでございまして、一部には、男性と女性との区別をなくすとか、あるいは男性と女性とを画一的に扱うとか、あるいは画一的に男女の違いを一切排除すると、こういったような考え方もあるようでございますが、し

かしながら男女共同参画社会につきましては、このようなことを目指そうとしているものではなく、いわゆる男らしさ、女らしさというすべてをなくしてしまおうとするものではないというふうに考えております。

したがいまして、学校教育におきまして、今述べましたようなことを十分考慮しながら、当町の女と男が輝く未来計画に盛り込まれております職場、家庭、地域における固定的な性別役割分担意識の払拭や、さまざまな慣習の解消を進めるという理念に沿いまして、なおかつまた児童・生徒の発達段階を踏まえまして指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） ジェンダーフリーについて教育長の見解をお聞きしました。以前にも私、このジェンダーフリーの認識については質問をいたしております。同様のご答弁をいただいているわけなんです、ただここで言うジェンダーフリー、私は懸念いたしておりますのは、先ほど申し述べました家庭教育の回復力ということで、改正をされるでしょう、多分これが入っていくと思うんですが、家庭を重視するというのと、それからジェンダーフリーの中の固定的な役割分担というのは、相反する対極にあるのではないかというふうにも考えたりもするんですよ。ですから、家庭の崩壊というのが今の社会の現状をこういうふうに著しく悪化させている中で、基本法では、家庭の教育を重視しながら、その基本法の中で片や固定的な役割分担を否定するというようなことではいけないというふうに思いましたので、あえてこの質問の中の項目を取り入れたわけなんです、それは専門家がいろいろ検討をされて私ごときが言うべき問題ではないかもわかりませんが、そういった懸念が少し頭をよぎりましたので質問の中に入れてさせていただきました。

といいますのは、当町でも、今年度の予算の中に入っておりますけれども、平成15年度には、男女共同参画社会推進条例を制定するというふうに予算書の中を見ましたらありましたので、この今言っている、私が申し上げたようなことには多分ならないと思うんですが、教育長のご認識の上で、企画で制定されていこうとするにはいろんな手続がありまして、その中でやってこられると思うんですけれども、だれが見ても安心できるような条例にしていきたいなというふうに思っております。

それで、先日の新聞で皆様ご存じだと思うんですが、全国一ひどいジェンダーフリー条例という見出しで新聞をお読みになっておりませんか。これは、隣の県の三重県の桑名市の条例制定でありまして、大変過激で激しい内容になっているということで新聞をにぎわ

しております。私もちょっと調べてみたんですが、桑名市の場合は、政策過程の作業の中で、審議会に委員を委嘱するわけですが、その委嘱した委員の中に、ある特定市民団体の代表を委嘱をしていた、それが3人も入っていたということで、こういった偏った内容をつくり上げてしまったというふうに言っております。これが改正されるのかされないのか知りませんが、全国一ひどいジェンダーフリーの条例ではないかというふうに、見出しが大きかったので私もちょっと調べてみたんです。きのうの新聞では、千葉県でジェンダーフリーの条例が問題になったようですが、熟読しておりませんのでこれは省きます。

前回私が質問しましたときに、公募も含めて審議会を形成していく中で人選をするというふうに答弁をいただいております。これはもったもたないことで、私もそれはやっていただきたいと思うんですが、斑鳩町のホームページに無記名で抽象的なことを書く意見も入っているというふうに伺っております。そういったことが、こういったジェンダーフリーの意見を求めるということになると、どんどん入ってくるように懸念をするわけです。ですから、そういったものに対する配慮とか、それから公募の条件としても、やはり十分に配慮していただきたいというふうに、これは要望をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4番目の学校教育に入りたいと思います。

現行法の第6条が学校教育でございます。これについては、学校教育の中ではさらっと、第6条は4行ぐらいで書いてあるわけなんですけれども、これまで明確にしていなかった教員の使命感や責務を明確に規定しようとしております。学校の先生と言えば、昔は地方では名士でありました。大変尊敬をされまして、社会的地位は大変高いものでございましたが、昭和27年、日教組が、教師の倫理要綱という要綱で、先生という聖職をみずから労働者であるとししました。そして、その労働者となった先生の地位は、大変低いというか、信用されなくなってしまう。今日では、生徒さえも尊敬の念を抱かなくなってきたということは、実に嘆かわしいことであると私は思っております。子どもたちと適切な関係が築けない、指導力不足教員が全国では400人ぐらいあると文部科学省では発表しましたが、当町の小中学校の先生の中にはそういう方はいらっしゃるというふうに私も思いますけれども、実情をお聞かせいただけますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、議員もおっしゃっていただいておりますように、保護者か

ら付託を受けて預かっております子どもたちを、学校教育の中で、責任感のもとで、保護者の信頼にこたえられるように日々研さんを積み重ねているところでございます。そうした中で、より充実した教育を目指しまして、教員としての、当然のことではありますが、最も重要なことでもありますやはり資質の向上ということについて常に研さんをしていただいているところでございます。このことにつきましても、機会あるごとに校長会を通じまして先生方にも注意をしているところでございます。現に学校におきます種々の研修につきましても、あるいは町が主催いたします研修会等々を通じまして、資質向上に努めているところでございます。

今、指導力不足というお話がございましたけれども、こういった指導力不足教員、あるいは不適格教員に対します措置につきましては、県の教育委員会の方針に従いまして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。現在のところ、当町にそういった該当する先生がいないというふうに聞いておりますし、今後におきましても、教員の資質向上、研修の重要性をかんがみながら慎重に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 当町にはそういった先生はいらっしゃらないということなんです、もし世間、社会、斑鳩町の地域、各学校の先生方でそういった指摘をされるような、名前がちょっと上がってきたりしてうわさになったりするようなことがあって、あの方はちょっと先生に向かないんじゃないというような父兄の意見があったりして、そういった先生方が出てきた場合、その考え方、程度にもよりますが、大変これは人格を傷つけるようなことにつながってもいけないんですけれども、もし万が一そういった不適格な先生があるとすれば、そのあつちの対処の仕方というのを教えていただけませんか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この制度につきましては、来年度 _____ 15年度から実施すると

いうふうに県の教育委員会で取り組んでおられるところでございます。

この指導力不足教員とか、あるいは不適格教員であるというのにつきましても、対応が異なっております。こうしたことについては、なおより慎重にしなければならないというふうに考えているところでございます。

この指導力不足教員、あるいは不適格教員、どちらの場合におきましても、学校長と町

の教育委員会が連携を保ちながら、当該教員の資質等についての見極めを行いまして、指導力不足教員、あるいは不適格教員であるという判断を下した場合は、どちらの場合も学校長から町の教育委員会へ報告し、町から県教委のほうにその判定を申請をすると、こういう手続をしまります。

県の教育委員会におきましては、名称ははっきりまだ決まっておられませんけれども、諮問委員会にその出てきた者についての判定について諮問を行いまして、答申の結果、指導力不足となった場合につきましては、当該教員に対しまして研修を一定期間行われます。そして、その研修終了後にその後の措置についての諮問が再度判定委員会に諮問され、その答申によって現場復帰となりますのか、あるいは研修を継続するのか、それとも職種がえを行うのか等の判断がその場で行われるということになります。また、判定委員会の答申が不適格教員となった場合につきましては、分限処分等の検討をなされるということになってございます。

なお、指導力不足教員という場合、あるいは今まで述べました指導力不足教員と不適格教員のほかに、精神疾患等によります職務の遂行に支障があると思われる教員も含まれておまして、こうした教員につきましても、学校や県教育委員会と連携を密にしながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） そういった先生方がないほうがいいわけですが、万が一あった場合の対応の仕方をお伺いしました。奈良県でも今年度からそのような取り組みをされるということで、全国的にはそういった大変不適格と言われたり指導不足と言われたりする先生が多いということで心配をするわけですが、教育の一番のかなめである学校の先生を教育する教育大学にも少し何かがあるんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、生徒に健全な教育をするために健全な先生方の姿勢というか、先生方がいらっしゃるように望んでおります。

次に移ります。家庭の役割でございますが、5番目ですね。

最後の5番目ですが、簡単に、学校の役割、家庭の役割、先ほどからも何遍も申し上げております。これを明記すべしとして、学校・家庭・地域社会の連携・協力等について新しく規定をするというふうにしております。

これも先ほどのアンケートの続きなんですが、全国の市町村の教育長は、現状では学校の負担が大変多過ぎるという理由で73%の方が改正に賛成をしています。教育行政のか

なめ役である教育長のこのご見解も、簡単ですが、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この件につきましては、先ほども触れておりますけれども、家庭を愛する心を育てることが非常に重要であるというように考えております。当町におきましても、従来からPTA活動、あるいは家庭教育学級等の開催等を通じまして、家庭が担うべき教育の大切さや子どものあり方、子育てのあり方等について学習等訴えてきたところでございます。

この中間報告にありますように、それぞれの家庭（保護者）が、子どもの教育に対しまず責任を自覚し、みずからの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるというふうに言われています。また、その果たすべき役割や責任について、新たな規定をすることが適当であるとされていることにつきましては、まさにそのとおりであるというふうに考えているところでございます。当町が従来から進めてまいりました学校での家庭教育学級、あるいは地域の家庭教育講座等々が誠に当を得た活動をしているのではないかなどというふうに改めて認識をさせていただいたところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） PTA活動、家庭学級というふうに積極的に行政として取り組んでいただいている成果というものは評価をすべしだというふうに思いますが、この改正が行われましても、なお一層その内容の充実を図っていただきたいと思えます。やはり小学生の犯罪が増加をしているということは、これは否めない事実でございます。過去にちょっと私も一般質問の中でやらしていただいた内容としまして、斑鳩町の中の小学生、中学生で、西和署管内で一番検挙率が多かったということで憂慮していたわけなんです。今後それどういうふうに推移していくのか。ちょっときょうはやっておりませんが、小学生が、いたずら半分もあるんですが、大変最近の犯罪は悪質になっておりますので、そういったことも家庭学級とかそういうことで啓発をしていきながら、十分に親の教育をしていただきたいなというふうに思っております。

長々と教育改正につきまして述べてまいりました。これは私の私見でございます。異存のある方もおられるかもわかりませんが、私は私なりの教育に対する熱意を皆さんに聞いていただけたらなというふうに思って一般質問をさせていただいております。

教育の原点は家庭であるということは、もうだれもが認識しているところでございます。しかしながら、しつけや子育てに自信を持たない親が近年増加の傾向にあると言われ、基

本的な生活習慣や社会ルールはもとより、自立心や自制心などが身につけていないまま育つ子どもがふえてきました。先ほどから言っております少年犯罪も多くなりました。また、親自身の育児不安や、それから育児ストレスが児童虐待という不幸な事態を引き起こして、そして犯罪となってしまった事件がテレビ等で報道されますと、私は見ているうちに何だか泣きたくなります。

こういうことで、大変社会のすさんさを悲しんでいるんですが、過日笑わない子どもたちという番組がNHKで放送されました。ごらんになった方もあるかと思います。これは、児童施設に預けられた子どもたち、いろんな理由で施設に預けられた子どもたちでございまして、ゼロ歳から3歳、4歳、小学校に入るぐらいまでの子どもたち、決して笑わないんですね。実際にテレビの画面で本当に笑わない。無表情。笑わない。無表情。そのうち、2歳から3歳ぐらいの子どもについては、運動機能というのは平均値からすると全く低い。びっくりするぐらいの運動機能がありませんでした。そういった内容でございまして、施設の先生方は一生懸命その子を笑わせようとするんですが、無表情。食事をするときには、一人で下を向いて口の中にいっぱい詰め込んで、だれもとらないからそんなに急いで食べなくていいのよと先生おっしゃるけれども、一生懸命詰め込んで食べる。そういった様子を放送をしておりましたけれども、これは生まれて成長する過程で、肉親の愛情を全く受けていないということで発育がおくれる、何度も言いますけれども、ということですよ。猿は生まれてすぐに猿になります。人はそうではありません。人間は育てられて人になるという原理があり、育てる親の愛情という栄養で成長するという人間の尊厳というものに改めて感じております。三児の魂百までと言います。いかに幼児期の教育が、人としての人格形成に影響を及ぼすか、家庭の教育の重要性を感じているところであります。

教育は国家戦略であると奈良県選出の代議士が言っております。国民一人一人の生き方や幸福に直結する教育のあり方は、大変重要な問題でもあります。国や社会の発展の基礎をつくる教育は、国家百年の計と言われるゆえんであります。

今回のこの教育基本法の改正は、我が国の戦後初めての教育改革であり、新しい時代を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成であります。教育危機に直面している現代社会を打破し、将来に禍根を残さない21世紀にふさわしい国の形の再構築でありますように願ひまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

通告の順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、無登録農薬の使用についてということでお尋ねをさせていただきます。

新聞等の内容によりますと、県は県内の全農薬販売店が無登録農薬を扱っていないかどうかの調査中というふうに聞いています。が、なかなかすべてを把握する名案がないようです。業者や農家に知らせて自主的に申し出るような状況をつくりたいというような内容が紹介をされていまして。そのあたりを受けとめられて、町はどのようにお考えになるのかという内容でお尋ねをさせていただきたいと思えます。

私の手元に、2月の22日付の異なった新聞があるわけですが、その内容を読ませていただきますと、もともとは県は農薬取締法違反で昨年の秋に逮捕をされた御所市の肥料販売業者が、別種の無登録農薬を購入して、そして農家に販売をしていたことが、県の調査では把握できず、農林水産省からの通報で2月になって判明をしたという内容でございました。

これを読ませていただきまして、私の率直な感想なんですが、販売経路についてもそう複雑ではないらしい。しかも、ほぼ販売経路については特定をされているような内容の中で、何で無登録農薬が流通するのかということについては、とっても正直なところ不思議でございました。しかも、県の調査では把握できずに、しかし県は調査はしているんですね。調査をしとって、なおかつ県の調査では把握できず、農林水産省からの通報で判明をしたという内容でございますので、どうもこのあたりについては理解がいきにくいわけですが、まず町のほうに、現在県がどのような内容で調査をされていて、どういう状態にあるのかということについて、ご存じであればお聞かせをさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 県のほうの対応の話でございますけれども、私のほうで今情報で聞いている話でお話させていただきますと、県のほうといたしましては、無登録農薬問題の発生以降、県は不要農薬の回収、それと県下の全農薬販売店に対する緊急の立入検査を実施している。一応昨年11月からことしの3月までに実施と。管理保管状況の点検、それと指導なんかが行われていると、そういうふう聞いております。

具体的な内容といいますと、立入検査で、1月末現在で719店済んでいると。それからどんどん進んでいると思いますけども、そういう形の販売店に対する緊急の立入検査を実施されているというふう聞いております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長のほうからお答えをいただいた内容は、私が前段申し上げた内容とほぼ重なる内容で、それ以上のことは町としては把握をされておられないということ認識していいですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、議員のおっしゃっている形で、うちのほうも入手させていただいているのが、確かに議員もおっしゃられてましたように、2月の20日の日に大阪の農業販売者から輸入農薬を県内の販売業者に一応納入したという形のものが県に情報が入ったということで、確認を県がしましたら、おっしゃっているように、御所市の販売業者の方がまたあったということで聞いております。それに関しまして、県としましては、措置的に、近日中に出荷予定のものにつきましては、当然安全が見込まれるまで出荷を自粛させたとか、未使用分は厳重な保管をさせたというふうな形の対応もされていると聞いております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 部長、ごめんなさいね、大変申しわけないです。聞き方がまずかったなら大変申しわけないと思うんですけども、そしたらこういうふうにお尋ねをさせていただいたら斑鳩町さんのほうはどんなふうに答えていただけるのかなというふうに思うんですが、この記事とかをごらんになって、例えばそしたら斑鳩町ではそういう心配はないんかというふうに尋ねさせていただくとしたら、それはどうですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、県のほうで緊急立入検査をしたというふうに申し上げます。その中で、斑鳩町では、販売業者は7店ございます。JAも含んでのことなん

ですが。それについても、無登録農薬の確認、期限切れ、保管状況等も検査された中で、無登録農薬は町内の販売業者については一応なかったと、そういう指摘することはなかったというふうに聞いております。

使用に関しては、農家の方が使用されているということに関しましては、いろいろ啓発等もやっておられるわけでございますけれども、県も言うてますように、販売店に関しましては、当然立入検査、その他県内のやつについてはやられますけれども、ただどこから入手されてどういうふうに使われるかというのが確かにつかみきれないところがある、そういうふうな形で理解をさせてもらってます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今までのそうしますとご答弁のほうを確認しますと、町内で考えてみれば、販売に関しては一応ないやろうと、大丈夫やろうと。ただし、使用に関しては、どこから入手をするかもしれないので、その辺はちょっとよくわからないというぐらいの感じかなというふうに理解をしたんですけれども、この無登録の農薬に関しては、輸入農薬なんですよね。これも、県のほうから聞かしてもらいますと、成長調整剤のビーナインというのと殺虫剤のペンタック、それからアビロという3種類だそうで、ビーナインとペンタックについては、国産剤は登録されてて使用は可能や。アビロは、国産剤としては登録されていないが、海外では登録使用されているという状況のようですね。

これ、この項の最後にさせていただきたいというふうに思うんですけれども、基本的にはきちっとやはり農薬を使用される側、あるいは農薬を売る側、要するに農薬を扱う側にきちんと啓発をしていく。しかも啓発だけではなくて、毒性情報の公開をきちんとしていくということが大切やというふうに私自身は思っています。それが無い中で、幾ら立入検査をしても、結局その中では、その方がみずから申し出ない限り県としては把握をできないという状態になるわけですから、ごめんなさい、ここは町ですので、県とは直接関係はないわけですが、同じようなことが繰り返されるという心配をいたしますので、そういう意味から言えば、私は業者さんや農家に直接知らせるところ、そしてしかも自主的にそういうものを使っているということを申し出れるような状況をつくるためには、私はやはり毒性情報の公開とあわせてきちんと情報を流していくということが大事なかなというふうに思いますので、せめて町としてはそのぐらいのことは何かの機会にさせていただければというふうに思いますので、最後その点だけお含みをいただいてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） すみません、私先ほどちょっと言い漏らしました件もございませう。当然県のほうといたしましての農業団体に対し、それから講習会、研修会を開催して、当然販売業者等にも啓発には努めておられるというふう聞いております。農薬の販売店でもございまして、JA ――農協なんですけれども、営農指導を行っているJAでございますが、職員の指導、それから農業団体への説明、それから生産者団体には研修会を行って農薬使用の記帳を指導されているというふう聞いております。また、広報紙を通じて組合員に農薬の適正使用の啓発も行っておられるというふう聞いております。

その中で町としてどうかということなんですけど、先ほど議員もおっしゃられたように、町も当然研修会にも参加しまして、情報を的確に把握しまして、その情報をJA、それから県とタイアップいたしまして、生産者の方にその情報提供をさせていただいて、適正に農薬を使用していただくというふうな形で努力したいと考えていますし、当然今後役員会等農家組合の方がお集まりになる機会のときには、そういう形の話題も取り入れてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

斑鳩町に働いておられる職員さんの育休の取得についてお尋ねをさせていただきます。

私どもの町では、条例等を整理をし直していただいたという状況の中で、1点目のまず取得の状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。そして、あわせまして、育休の男女別の取得率がおわかりでしたら、その辺もお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 育児休業の関係の取得率の関係を申し上げます前に、現行の地方公務員の育児休業制度について若干説明させていただきますと、昨年の3月までに育児休業の取得期間が、育児休業に係る子が1歳に達する日までであったのが、法の改正によりまして、平成14年4月より3歳に達する日まで取得できるようになりましたということ、これは議員さんもお存じのことと思います。

そうした中で、ご質問の育児休業の取得状況でございますが、平成14年度では、男性の取得をされている者はございませんが、女性で5人の方が取得されておる状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、取得の状況につきまして、男女別の取得率について教えてくださいました。私どもの町とは直接関係はございませんが、厚生労働省は、2005年度から法律で大企業に少子化対策の企業行動計画づくりを義務づけるというふうに聞いています。その中で、育休の取得率もポイントになりそうだというのが今現在の状況なんです。これもデータですけれども、厚生労働省のほうの99年度調査では、男性が0.42%、女性が56.4%というのが育休の取得率の現状だということです。目標の中で、男性10%、女性80%という目標を掲げているようでございますが、なかなかこの数字だけ見ても男性の取得が進みにくいなあという状況なんです。そのあたりについて、なぜ男性の取得が進みにくいのかというところで、町のほうとしてお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 取得について、なぜ男性の取得が進まないかというご質問でございますが、育児休暇につきましては申請主義でございまして、申請があればすべて希望どおりに取得してもらっているところでございます。男性の育児休暇の取得につきましても、職員に制度の周知を図ってきたところでございますが、現在まで申請がない状況となっております。

その背景といたしましては、今日までの社会全般にわたる、なぜ男が育休をとるという風潮が当町の職場内でも依然として残っているのが大きな要因ではないかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長のほうからお答えをいただきましたが、斑鳩町だけではなくて社会全体の中でなぜ男が育休をとらなければならないのかという意識があるということは、私も十分認識をしています。そういったあたりも、啓発はもちろんですけれども、社会全体が子育てを男女が共同に担っていくんやというところをきちんと押さえながらやっていかないと、幾ら制度を充実させていったとしても、なかなか男性の皆さんが育休を取りにくいという状況になると思いますので、そのあたりは私たちの斑鳩町の職場だけではなくて、全体の社会の状況の中で考えていかなければならないことやなというふうに思っています。

特に育休にかかわっては、これも一つのハードルがあるというふうに思うんですけれども、一つはよく言われている経済的なハードルの問題やというふうに思います。それとも

う一つは、仮に育休をとらせていただくことになっても、今の社会の状況であれば、進歩は日進月歩ですよ。仮に数カ月でも育休をとって職場復帰というふうになったときに、じゃあ一体自分がその職場にきちんと戻って仕事をする事ができるのかというやっぱり不安があるというふうに思うんですね。その辺の不安は、やはり女性の職員さんのほうが敏感に感じておられるというふうに私は思いますし、その意味では男性も同じやというふうに思うんですね。

そういう意味で、特に女性が職場に復帰をすることについて、育休をとって、そして職場に復帰をしていくことについて、やはり育休を積極的にとっていただこうと、男女がともに子育てを担っていかうという立場から言えば、そういった意味での職場内での対応策はやっぱりきちんとしていかなければならないというふうに思うわけですが、そのあたりでの対応策を具体的な形でおとりいただけるのかどうか、あるいはとっていただいているのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 昨年の3月まで育児休業期間につきましては1年間であったものが、育児休業満後は問題なく復職をしていただいていた状況であります。昨年4月より、育児休業法の改正によりまして3歳までの育児休業期間が延長され、長期間の休業が可能となりましたが、そのことが復職時において、長らく仕事に携わらなかったことによるブランクで仕事の処理面における低下等が生じたり、あるいは長い間職場を離れていたこと等によりまして職場にいつらくなるのが懸念されるところでございます。復職時におきましては、そのようなことがないように適切な人事配置を行うなど働きやすい職場の環境づくりを行うことが必要であろうと考えておりました。そうした対応をしていかなければならないと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ぜひ、女性の職員さんたちが、あるいは育休をとられた男性の職員さんたちが、職場に復帰をされたときに、きちんと復職ができるような対応策を職場の中でおとりいただきたいというふうなお願いをしまして2点目は終わらせていただきたいと思っております。

次、3点目でございますが、ドメスティック・バイオレンスにかかわってシェルターの設置についてをまずどのようにお考えですかということについて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、ふえ続けるドメスティック・バイオレンスの被害者の援助をするという立場から、シェルターの存在は私自身は不可欠なものであるというふうに考えていますが、一般論で結構ですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVにかかわってのシェルターの必要性についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、こういった一時保護の状況につきましても、年々増加傾向となっております、そういったことから、いわゆる質問者も言われるとおり、増加傾向にあることの中で、ぜひ必要ないわゆる施設等を考えております。

このような状況の中で、DV被害者及び同伴家族を配偶者等から暴力の防止及び被害者の保護を図るという観点から考えますと、そういった先ほど申し上げましたように、一時保護施設としてのシェルターは必要であるということで認識しておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） シェルターが必要であるというふうに一般論でお答えをいただいたわけですが、では奈良県の現状から言いますと、ここで細かく数字を出していくつもりもないわけですが、数字からだけ判断しても4倍以上のドメスティック・バイオレンスの被害者の方が一時保護の希望をされていて、そして現実には一時保護をされていらっしゃるという状態があるわけですが、奈良県の現状から言いますと、施設が、公的な施設に限定されるわけですが、本当に足らなくて、一時保護を求めて駆け込んでも、現実面から言えばなかなか対応していただけないということが日常茶飯事にあるわけです。被害を受けられた方は、早朝であれ、それから深夜であれ、自分の身が危険であるというふうに考えられたときには、着の身着のままその場を、まず自分が自分の命を守ろう、子どもを守ろうと思えばその場から緊急避難をするというのがそのときの状態であるわけですが、せっかく緊急的に避難をしようと思って訪ねても、なかなか一時保護をしてもらいにくい。それは、一時保護はしますよ、もちろんしますよとおっしゃっていただきながら、なかなか施設の状況等で、いつでも満室であって、一時保護をしてもらいにくいという状況があるわけですが、そういった事態を考えますと、私は斑鳩町で、とにかくそこにたどり着くまでの危機回避ですね、たどり着くまでの一時的な避難所が設けられたら、私はとてもありがたいなというふうに思うわけですが、そのあたりは、今すぐ

にそうしてほしいという気持ちはもちろんありますけれども、さまざまな状況でそれもまた難しいというふうに考えておられるのであれば、少し長期にわたってそういった考え方をもちになるということはないのかどうか、ぜひこの機会に伺っておきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町の単独でのシェルターの設置についてでございますが、DV被害者の一時保護施設につきましては、DV防止法の施行に伴いまして都道府県の責務として、当時の婦人相談所において、DV被害者の相談業務、心身の健康回復のための医学的、心理学的な指導等とあわせ、一時保護が行える配偶者暴力相談支援センターとして機能を果たすことが求められました。

現在、奈良県におきましては、奈良県中央子ども家庭相談センターにおいて、配偶者暴力相談支援センターに基づく一時保護、相談等が行われており、一時保護につきましては、センター内に部屋数5室、定員12名の保護施設があるほか、県内の母子生活支援施設2カ所に民間委託されているところでございます。

また、一時保護施設の拡充といたしまして、本年から施設の整備が進められており、部屋数7室、定員16名の一時保護施設が平成15年度に完成する予定となっております。

一時保護施設の設置基準につきましては、厚生労働省から示されており、その内容といたしましては、施設面におきましては、一時保護施設が不特定多数に開放されていない、一時保護した被害者の安全及び衛生の確保及び入所者のプライバシーの保護に配慮した施設を有している、また運営面におきましては、入所者を2週間以上継続して入所させること、入所者に対して食事及び被服を提供すること、夜間を含め速やかに入所者と連絡をとること等の基準が示されているところでございます。

このようなことから、一時保護施設、シェルターにつきましては、相当規模の機能、安全性が求められているところでございます。そういったことで、本町単独での施設整備ではなくして、広域的な施設整備、対応が必要であると考えており、そういった方向で進んでまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長のほうからご答弁いただいたのは、県のほうの考え方をほとんどそのままおっしゃっていただいたと思うんですが、後段の一番最後の部分で、広域的なところで対応したいというふうにおっしゃったと思うんですが、それは具体的には

ということなのか、もうちょっと説明していただけますか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在広域行政の中でいろいろとそれぞれ各7町の中でそういったいろんなセクションの中で協議していることがあります。そういった整備の上へ、そういった問題につきましても乗せていきまして、7町での取り組みができないかというような考え方でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 7町での取り組みというふうな、そういう考え方を斑鳩町はお持ちだということなんです、その辺では、斑鳩町がきちんと7町の中の協議の場にリーダーシップをとっていただいてご提案をいただけるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 我々としては、そういった方向で、今申し上げましたことは重要なことで、行政の課題の一つでございますので、そういった方向で進んでまいりたいということで考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。ただ、お相手のあることですので、なかなか難しい事案であるということは私自身も十分認識をしていますが、現況から申し上げますと、本当にここ1年、2年の間に斑鳩町の中でもたくさんのご相談が現実にあるわけです。行くところがない、受けていただける施設がないというのが実態なんです。仮に受けていただける施設を見つけても、今先ほど部長がご答弁していただいたように、ほぼ2週間というのが限度なんです。2週間たったら、ほんならどうするねんという話で、2週間先の行き場所、それが母子支援施設になるのか、あるいは民間のアパートでご自身が自立していくのかは別にしまして、2週間先にどうしていくのかということがきちんと計画をされていない限り、緊急一時保護はなかなか難しいですよというのが現状なんです。まだまだ民間のシェルターも、奈良県の中にはそんなにたくさんあるわけではなくて、ほとんど皆無に等しくて、細々と民間のドメスティック・バイオレンスの支援団体がシェルターの運営をしているに過ぎないという状況の中で、とても状況としては厳しい状況にあるということをぜひ認識をしていただいて、今部長がご答弁をいただきました広域的な対応をぜひ早急に斑鳩町としてリーダーシップをとっていただいて、ご提案をしていただ

き、ぜひ形あるものにしていただきたいというふうに思います。

なおかつ、私の立場から大変申しわけないんですけども、申し上げさせていただきたいのは、何らかの緊急的な事態が起こったときには、もちろんセキュリティーの問題もあるわけですけども、セキュリティーのこととあわせて、建設をされる町営住宅、あるいはそれにかわる住宅、緊急一時施設というのは、ここにありますがというふうに明らかにすることができない施設ですので、そのあたりは、それはそれとしてとても考えないといけないということは十分わかっていますけれども、斑鳩町内で何かがあったときには緊急にそういった手だてが打てるという柔軟性だけでは、ぜひ行政としてもお持ちをいただきたいというふうに思います。

最近の新聞記事とかを見ていると、ドメスティック・バイオレンスのかかわりの中で、人が死んでいますよね。殺されていますよね。姪御さんが殺されたり、実家のご両親が殺されたりというようなことが頻繁に起こっているわけで、そういう事態を私はやっぱり避けなければならないというふうに思いますし、死んで初めて、人の命がなくなって初めてこんな事態やということが認識できるというのでは、私はいけないというふうに思いますので、そういう意味からもぜひ柔軟な対応を町行政としておとりをいただきたいということをお願いをしましてこの点は終えさせていただきたいというふうに思います。

次、4点目でございますが、子育て支援につきましてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

初日に町長のほうから、施政方針のご説明を受けさせていただきました。その中の5ページと7ページに子育てについての内容が書かれておりましたので、そのあたりは認識をさせていただきました。

そこで言われていますのは、子育てについて、これは子育てだけではございませんが、「平成15年度から2カ年計画で、高齢者、障害者、子育てについて、福祉サービスの現況調査分析を行っていきます」ということが1点と、あと7ページの中で、子育てサポーターの養成というところで、「人材を養成し、地域での子育て支援の充実に努めます」ということで、斑鳩町が子育て支援についてきちんとかかわっていかうという姿勢については、十分評価をさせていただき、認識をさせていただいています。

その中でおっしゃっていただきましたサービスの現況調査分析にかかれるということでございますので、このあたりのことで、聞かせていただける内容が現在決まっているようでしたらぜひ聞かせていただきたいというふうに思いますので、まずそれをお願いした

いと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 調査の関係でご質問をいただいておりますけれども、この調査につきまして、調査項目につきましては、現在のところ具体的にこの項目を実施していこうという考え方は立っておりませんが、一応調査項目として子育てについての意識調査とか、現行の制度やサービス等につきまして、これらについては、今現在の段階では、お聞きをしていきたい項目の中身は考えているところです。ただし、この調査を実施いたす以前に、いろいろなそういう調査項目等につきましては検討を加えて調査を実施していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それで、私の質問の後段の部分になるわけですが、そうすれば、現在子育てについて何が行政課題というふうに町自身はお考えになっているのかというところをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。私は、先ほども申し上げましたが、斑鳩町が子育て支援をしていくんやと、そのために調査をかけるんやと、そして一つの柱として子育てサポーターを養成しながら地域での子育て支援の充実をするんやということについては、私は受けとめさせていただいたつもりです。であるのであれば、今現在子育てということについては何が行政的な課題やというふうに考えてはるのか、そのことについてぜひ聞かせていただきたいというふうに私は思っています。

先ほどのアンケートのかかわりで言えば、調査にかかわって言えば、子育てをされている世代にきちんとアクセスをしていく手段というのはとっても大切やというふうに思いますし、今現在子育てをされている世代が、どんな悩みを持ち何に苦しんでおられるのか、そしてどんな手助けを社会や行政に求めておられるのかというのを、やっぱり的確につかんでいくという意味で調査をかけられるんやというふうに思うんですね。そうやって調査をかけられるということであれば、子育てをしている世代にきちんとどうやってアクセスをしていくのかということとはとっても大事なことやというふうに思いますし、調査内容についても、今後これから検討されていくというふうにおっしゃっていますが、現在町自身が子育てにかかわって何が一番行政的な課題やというふうに考えておられるのか、そこをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 子育て支援につきましては、保護者の多くの方が子育て

に何らかの不安や負担を感じておられるということではないかと思っております。特に家庭で乳幼児を育てておられます保護者の育児不安、あわせて障害のある子どもを持つ家庭、母子、父子家庭におきます育児不安への対応も重要でありますことから、子育て家庭を支援するための情報の提供とか、地域に密着いたしましたよりきめ細やかな相談、支援を行っていくということの、今議員も申されてましたように、ネットワークづくり等の関係等についてのそういうような体制づくりが課題ではないかというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） そうしますと、そのかわりの中で、現在も保健センターは大変大きな役割を果たしていただいているというふうに理解をしていますが、保健センターのほうの役割の中で、現在行政的な課題という形で取り組んでおられるような状況等がありましたらあわせてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保健センターでは、議員もご承知をいただいておりますように、子育て教室や育児サークル等で同世代の保護者の方々がお集まりになってのそういう仲間づくりとか情報交換の場の提供というような形で、保健センターのほうでは、そういう子育ての悩み等のための保護者の方々への対応ということで取り組んでいるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） この項の最後にさせていただきたいというふうに思いますが、私の意見だけを申し上げたいというふうに思っています。

私は、子育てについて言えば、子どもを育てるというのが、その経過の中でみずからを育てることにつながるというふうに私自身は認識をしています。私自身も振り返って考えますと、子どもを育てながら自分自身が成長させてきていただいたなというふうに思っています。そういう大人社会の共感があれば、さまざまな世代があると思いますけれども、子育てをされている皆さんに、それぞれの立場からサポートが送れるというふうに思うんですね。その意味から言えば、保健センターはそれの拠点になるわけですから、そういった組織的な、あるいは面的な十分なサポートができる施設やというふうに思っています。その機能を私は保健センターは十分、これまでも果たしてきていただいているというふうに思いますし、そういう意味では、地域の中に入っていき、健康診断や、それからさまざまな悩みの相談という形の中で、一番初めにそういったことを引き受けられる

とこでありますので、そういうことから言えば、ますます保健センターの機能というのは重要なものやなというふうに認識をしています。

先ほど部長もご答弁をいただきましたが、子育てをされている世代は、とっても不安があるし負担があるというふうにおっしゃっていただきました。本当にそのとおりなんですね。これまでは、女が子育てをするのは当たり前やと。もちろん当たり前です。ただしそれは、男性も女性もともにかかわろうという前提があった上で当たり前なわけで、ご家庭の中で、仮に核家族であったとして、男性の皆さんが朝から職場に行ってしまうと夜遅くお帰りになる。で、取り残されたお母さんと子どもさんは、とっても孤独な育児を送ってしまいがちですよ。そのときにネットワークがあったら、そういう寂しさや不安や孤独感というのは、あなただけじゃなくて私にも共通なものなんやということがそのときに認識ができれば、それがそのとき初めて社会的な状況として認識ができる。そういう認識がなければ、その寂しさやとか不安やとかというのは、それぞれのお母さんが、自分が未熟やからそういうものを感じるんやというふうに思ってしまうがちなんですね。自分が自分を責めていくんじゃないで、そういう不安や負担はだれもが持っているもので、それをともに横につなげていく役割を私はずひこの子育てサポーターなり、それから保健センターが援助をしていただきたいというふうに思いますので、そういう意味もあって、この子育て支援については大変期待をしているというところから質問をさせていただきましたので、その辺は十分お汲み取りをいただきまして、今後の施策に生かしていただきたいというふうに思っています。

では、私の最後の質問になりますが、児童扶養手当に関して質問をさせていただきたいというふうに思います。

これも、これまでも質問をさせてきていただいたわけですが、法律改正が行われまして、全部支給、一部支給、支給停止という、所得の限度額によりまして、一部支給の額が所得に応じてきめ細かく設定をされたというふうに改正がされていったわけですが、まず1点目にお尋ねをさせていただきたいのは、私どもの斑鳩町の該当者で、総数のうち何人が支給停止というふうになったのか。これは、全額支給にならなくなったのかというふうに書かせていただいていますので、全額支給にならなかったのかというところで、人数と金額についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成14年度の現況届の結果でご報告をさせていただきます。

ます。といいますのは、この現況届につきましては、議員もご承知をいただいておりますように、8月1日から8月末までの間で提出をいただいた届けではございます。これをもとにいたしましてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成14年度の現況届の結果からいきますと、全部支給を受けておられますのが84名でございます。これが平成13年度の時点と比較をいたしますと、全部支給を受けられておられましたのが109人ございました。それから、平成14年度では、それで比較をいたしますと、法改正によりまして全部支給から一部支給になられた方が30名ということになります。逆に、一部支給から全部支給になられた方が、平成14年度の現況届では5人の方がおられます。

それと、金額的な面で、平成13年度と平成14年度では、見込みではございますけれども、その分でお答えをさせていただきますと、平成13年度では、総額的には6,550万ほどの支給となっております。平成14年度では、総額6,240万ぐらいになろうという見込みを立てておまして、13年度と14年度を比較いたしますと、約310万円ほどの減額になるのではないかと、このように見込んでおります。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） この状況について、町としてはどんなふうに考えておられますかというお尋ねが私の最後の質問なんですけれども、女性たちの声を聞かれたことがあるでしょうか。窓口で現況調査のときに、私も経験がございますが、これだけ下がりますよというふうに、これは仮の数字やけれども、法律が改正されることになって、ここのご家族はこうなりますよということをおっしゃっていただいているかというふうに思うんですけれども、そのときの女性たちのお声を聞かれたことがあるでしょうか。あるいは、その声を聞かれて町はどんなふうに考えておられるのかということをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まことに申しわけございませんが、私が把握をしております範囲の中では、窓口の対応として、今議員が申されておるようなことで直接女性のそういう生の声を、保護者の方の生の声をお聞きをしたというようなことはないのではないかと思います。ただ制度的な説明に終わっておったのではないかと、このように認識をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 法制度に則ってこういう形になりましたということについては、私も十分理解をしています。ただ、もともとこの法の制度の改正については、女性の自立を促進をしていくという意味で行われた改正だというふうに説明は私は受けてきたつもりです。しかしながら、私が理解している範囲で申し上げたら、女性の働き方というのは、男性の皆さんに理解していただけるかどうかよくわかりませんが、多くの場合が正職員ではなくてパートや臨時やという働き方をされているんですね。女性の皆さんがどこで生活費をそしたら稼いできたかといえば、残業をして稼いできたんですね。もともとの本給やとか本俸やとかという金額がきちんとしている、そういう働き方であればそれなりの生活水準が維持できるわけですけども、そうではなくて、残業や、そういう手当で加算をされてきた働き方が多いですので、そういう意味から言えば、女性の皆さんはやっぱり大変苦しいという中で生活をされているというふうに私は理解をしていますし、そういうふうに認識をしています。

もともとが女性の自立の支援という形でこういう法改正になったわけですけども、残念ながらそういう側面というのは、そのままスライドするののかと言えば、私は必ずしもそうはなっていないというふうに、私は現場を見ててそんなふうに感じています。せめて、そういう女性の声を町としても窓口で聞いていただき、そういう声があるということを県なり国になり具申をしていただきたいというふうに私自身思っているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員からもご指摘をいただいておりますように、確かに母子家庭の8割以上の方の収入につきましては、議員が申されているような形で大半の方がパートとか非正規職員のような不安定な就労というような中で子育ても実際やっていたというのが現状ではないかと、このようには私も思っておるところなんです。

あとの関係につきましては、確かにこういう形で子育てとか生活支援とか就労の支援とか養育費の確保、経済的支援などにつきまして、国や県が押し進めております総合的な支援ということではありますけれども、こういうことにつきまして、議員も申されてますような形で、国や県に対しましても町のほうからも、こういう形で自立支援が制度的に進むような形での要望をしまいたいと、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ぜひそういった機会があるときには、私どもの斑鳩町の状況を踏

まえながら具体的な形で意見を言っていたらきたいというふうには思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終えさせていただきたいと思いますが、これまで12年間にわたりまして、私は自分の限界をきちんとわきまさせていただきながら一般質問をさせていただいてきたつもりでございます。理事者の皆さんには、いろんな意味でご迷惑をかけたことを心からおわびを申し上げまして、そしてなおかつ誠実な答弁を皆さんにいただききましたことを心から感謝を申し上げまして私の最後の一般質問を終えさせていただきたいと思ひます。皆さんどうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（小野慎雄君） 再開いたします。

続いて、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 初めに、私は議員生活の8期32年間、毎議会一般質問してきましたが、最後の一般質問をいたします。

小城町長は私にとりまして3代目の町長であります、四役はじめ職員の皆さんには、長い間私の質問に対しまして、幾多の意見の相違はありましたけれども、お付き合いをいただいたことにつきまして心からお礼を申し上げます。

さて、少し振り返りますと、1971年の私の当選後、過去の長い間、例えば100数十人の町民が議会に傍聴に来ましても、許可をしなかったことが何回もありました。今は、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会まですべて公開を原則といたしました。また、町長も、毎議会、今回もA4判で19ページにわたる文章化した詳しい施政方針と、27ページにわたる提出議案説明を自身で議会に長時間しています。会期日程や発言の自由度など、県議会や他市町村の議会と比べ高い水準にあると思ひます。今後、さらに、インターネットやテレビなどで公開度を広げたいと思ひます。

私は、この間、閉ざされた議会から開かれた議会にしていく努力をともにしてきた過程に身を置いた者として、今昔の感を持つとともに、斑鳩町議会に参画させていただいたことに大変喜びを感じるものであります。心から感謝いたしますとともに、議会と行政が一

層町民と一体となって困難を克服していくことを期待するものであります。

さて、質問に移ります。

今、世界最大の問題となっておりますイラクに対するアメリカの武力行使について、世界の世論は2つに分かれています。非核平和宣言をしている町の町長としてどう考えているか、聞きたいと思います。

第1に、国連の大多数の国々が、イラクへの査察を継続し平和解決をと求めているのに、アメリカは戦争への道を強引に進めようとしています。しかし、2月15日、アメリカ本国のサンフランシスコで20万人の反戦デモをはじめ、ニューヨークでは50万人、ロンドンでは200万人、マドリードでは200万人、バルセロナでは150万人、ローマでは何と300万人もの人、ベルリンでは50万人の人などが、世界中の600都市で1,000万人の空前の戦争反対のデモが行われました。まさに、世界の一般国民が、歴史を戦争の悲劇ではなしに平和へと動かそうとしています。

非核3原則を行い、和を以て貴しと為すという聖徳太子の世界遺産のある町の町長として、国連のルールによる平和解決への道についてどう考えているか、伺っておきたいと思っています。

○議長（小野槿雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず、野呂議員におかれましては、今任期末をもって引退を表明されたそうでございますが、私も野呂議員とは1975年 _____ 昭和50年から議会議員

として10年お付き合いをいたしまして、そして1985年 _____ 昭和60年11月11

日から町長として今現在おるわけでございますけれども、野呂議員といたしましても、特にいろいろとその都度一般質問をいただいたわけでございます。特に私は、ちょうど昭和60年 _____ 1985年に、9月議会でしたか、斑鳩町議会が非核平和宣言を行った

町でございまして、その都市の11月11日に就任をしたということもございまして。

特にそういう点から考えますと、今現在行われてますこのアメリカの関係等について、だれしものが世界平和を望んでおるわけですし、私も当然世界平和を望んでおりますし、国

際社会において日本政府として現実を見極め判断されるものであると私は考えております。

○議長（小野槇雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、私は今世界のほとんど、国といますかね、それから国連でもやはり意見が2つに大きく分かれております。戦争反対のいわゆるデモ、一般庶民の、国民の行動としては、まさに空前のものではないかというように思うわけです。

国連憲章を私ここに持ってありますが、少し紹介をしたいと思うんです。これを見ますと、本当に今まで人類が学んできた結晶といますかね、そういうものが記されておるといように思うわけです。

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発展を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。こういうように、前文とも言えるもんですけれども、書いているわけですね。あと、第1章、第1条の目的などからずっと入っておるわけでありまして、これを見ましても、本当に今戦争に突入するということがいかに愚かなことか、歴史に学ばないことかというように思うわけです。

それから、もう1つ、皆さん方もテレビ等で見ていらっしゃると思うんですけれども、国際連合は、国連安全保障理事会決議1441というのをしていますね。これで、いわゆるフランスやドイツなどは、これをきっちりやりなさいと、査察検証をやりなさいと、こういうのと、それからアメリカやイギリスの直ちに、いわゆる国連で戦争をすぐに始められるという決議を、新しい決議をやりなさいと、こういうせめぎ合いになっておるわけですけれども、この決議1441を見ますと、これはイラクに対して本当に厳しい決議をつきつけているわけですね。

これも少し紹介しますと、1で、イラクは、関連決議に基づく義務の重大な違反をして

きたと、していると判定すると。それは取りわけイラクが国連査察官と国際原子力機関 _____ これは IAEA と呼ばれてますね _____ と協力せず、求められている行動を完遂してこなかったことによるものであると。2 としては、この決議によって、イラクに関連安保理決議のもとでの軍備解体義務を実行させる最後の機会とすることを決定すると。これに続く安保理決議によって規定された軍備解体プロセスを完全かつ検証された形で完了させることを目的とする強化された査察体制を創設することを決定すると。そして、さらに 7 では、拾い読みをいたしますと、査察チームの構成を決定し、これらのチームが最も有能で経験に富んだ専門家で構成されることを確実にすると。そして、さらに規定にかかわらず、他の場所と同等に大統領施設に即時・無妨害・無条件・無制限に立ち入ることが含まれると。さらには、イラクの化学、生物、核及び弾道ミサイル計画と、それに関連する研究・開発・製造施設と現在及び以前に関係あるすべての要員の氏名をイラクから提供される権利を持つと。さらには、有人・無人偵察機を含め、固定翼及び回転翼の飛行機の自由で無制限の使用並びに着陸の権利を持つと。さらには、自己の裁量ですべての禁止された兵器、その構成部分の部品、記録、物資、その他の関連部品を立証できる形での除去、破壊、無害化する権利、並びにこれらの生産のための施設または装備を押収ないし閉鎖する権利を持つと。査察の間に得られたいかなる装備・物資・文書も押収し国外に持ち出す権利を持つと。さらに 8 では、イラクが、国連または IAEA のいかなる代表もしくは要員に対しても、敵対行為を行ったり行くと脅したりしてはならないと決定すると。9 では、イラクが即時・無条件・積極的に国連監視検証査察委員会と IAEA _____ 国際原子力機関と協力するよう要求すると。10 としては、そ

の結果は、安全保障理事会に報告されると。こういう、この 1441 というのは、本当に厳しい形でイラクに条件を突きつけておるわけですね。それを今やろうとしていると、やっている。そして成果も上がっているということですね。

やはり、国際世論、こんだけの大きい世論、それから各国の責任者もこれを徹底してやると、そのことを、戦争ではなしに平和的に解決する道であるということを強く主張しているわけですね。そこに、イギリスやアメリカとの大きな意見の分かれがあるわけであり

ます。

私は、アメリカ、イギリスの新決議案は、直ちに戦争を認めるものになると。大体世界

のマスコミ報道等でもそういうように感じられておるわけですね。認識されておると。これはつまりは、戦争は、多数の国民を殺りくすると、そのことを国連憲章の前文でもありましたように、皆さんが第1次対戦、第2次対戦で感じてきた、そのことはぜひとも避けねばならないということだと思ふんです。こういうことを受けて町長はどう考えるか、もう一度尋ねておきたいと思ひます。

○議長（小野楨雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、いろいろとお述べいただいたように、2月25日、朝日新聞の一面に載っておりますように、いろいろとイラクが、査察の効果が無いので武力行使もやむを得ないとか、あるいはまた査察を強化し続けるべきだということについては、フランス、ドイツも賛成が74%というようなことも書いてます。

私は、このことにつきましては、日本の国益を考え、日本政府として判断されると思ひております。

○議長（小野楨雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、第2に、小泉自民党・公明・保守党の内閣は、イージス艦をインド洋にご承知のように派遣しております。査察による解決に背を向けて、アメリカの武力行使を認める国連決議の提案を応援しているわけですね。これは皆さん報道でご承知かと思ひます。国連で各国に働きかけておるわけですね。町長は、2月の25日の朝日でありますけれども、これでは、日本の世論の調査結果のイラク攻撃反対は、何と78%なんですね、日本の国内でも。その数字から見てどう考えるか、伺いたいと思ひます。

さらに、つけ加えて言えば、この3月1日、トルコの国会は、アメリカへの基地提供を否決しました。トルコは、アメリカが最もイラクへ侵攻するための重要な基地として、両方から挟み打ちすると、クウェートからとね。そういう重要な戦略基地として、トルコ政府はアメリカから60億ドルの無償援助などを受けて、かわりに米軍6万2,000人と255機の戦闘機などを6カ月間受け入れる約束をしたわけですね。ところが、世論調査では、9割以上の国民がイラク攻撃に反対をしていると、こういう状況だったわけですね。それらの状況を受けて、つまりトルコは基地提供を拒否したと、これが朝日の新聞報道でありますけれども、トルコ国会、米への基地提供否決と、イラク攻撃見直しは必至ということですね。

私は、特に日本の立場というものを、やっぱりこの際きちっと考えなけりゃいかんのではないかというように思ふわけですね。既にイージス艦をインド洋に派遣しておりますけれども

も、これなどはやはり日本がアメリカの言いなりになっておると。しかも立派な憲法を日本は持っておりながら、世界に誇れる憲法を持っておりながら、全く言っていることとやっていることは違うという認識が世界にされておるのではないかというように思うわけです。

私は、政治活動を行うに当たりまして、まさにバックボーンたるものは、日本国憲法でございました。その日本国憲法の前文の一部を紹介したいと思うんですが、それは、日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除すると、こう書いておるんですね。

そして、さらに、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認すると、こう高らかにうたっておるわけですね。この精神から言えば、全く小泉内閣の行動はおかしいと言わなければならないと思うんです。

そして、この前文を保障するために、第2章の戦争の放棄では、第9条として、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求して、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄すると。武力行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄すると1項でうたっておるんですね。

2項では、この1項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。一切の戦力を保持しない。日本国の交戦権、つまり戦争を交える権利ですね、これは認めないと書いてあるんです。だったら今の、日本国内だけではなく、インド洋までも攻撃性の非常に高いイージス艦を派遣する、そういうことが具体的にアメリカの戦争に巻き込まれておるということを示しておりますし、この日本国の憲法の精神から言っても、全く違反しているというように私は思うわけですね。

そこで、町長は、私どもは非核宣言をしておりますけれども、アメリカなどに町長はたびたび、核実験を行うたびに抗議の電報を私ども議会とともにしております。今回のこの状態に対して、町長として何か働きかけをする気はあるのかないのか、それを聞いておきたいと思います。

○議長（小野楨雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、野呂議員が質問されてますように、町長が働きがあるかないか。それは当然だれしも非核平和宣言を望んでおるわけですから、当然我々は平和でありたいわけです。そういうことは当然のことでございますし、今現在の関係等についても、やっぱり日本国民、あるいはまたいろんな方々からも、やっぱりそういう等の問題等ございます。

ただやっぱり問題は、2月25日の朝日新聞に書いてますように、国連決議がある場合とない場合と大きく異なってくると。やっぱり、当然、みんながイラクがそういうことを守っていく、あるいは北朝鮮でもそれを守っていくということが一番大事でありますけれども、北朝鮮にしたって、核の査察官を排除するということが一方的にやられますし、日本へいつ何時飛んでくるやわからんということも今現実に報道されてますように、だれしもがやっぱり、世界各国が非核平和宣言を唱えていくことが一番大事であろうと。そのためには、やっぱりみんなが努力をし、やっぱり苦勞しながら、戦争にはさせない、起こさない、そういうことをやっぱり心がけることが一番大事であろうと思います。やっぱり守ることを守っていかなかったら、これはどうしても世界はそういうことで乱れていくわけですから、そういうことが一つの大きな問題だと思いますし、何も働くことというよりも、我々はやっぱり平和でありたいということはだれしも願っていることでございます。

○議長（小野楨雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） いずれにいたしましても、一たん戦争が起こりますと、非常に多数の国民が殺りくされると、そういうことは是が非でも避けなければいけないと。

それから、さきに湾岸戦争がありましたけれども、このときに日本は、戦費の負担をいたしました。たしか日本円で1兆6,000億円という額だったと思うんですが、米ドルでいきますと90億ドルとも言われておりますね。私の記憶違いかどうかわかりませんが、そういたしますと、当時のレートと相当今のレートと違うかとも思うんですけれども、いずれにいたしましても今回の戦争になりますと、戦後処理等日本に対してもやっぱり、この日本の国がひっくり返るほど借金を抱えておるのに、さらに大きな金銭的負担

を負わされるということになりますと、これまた別の面からの問題だということ指摘して次の質問に移ります。

2番目は、合併問題についてであります。

私どもがしております合併問題に対する町民のアンケート調査の中で、町民の多くは合併の問題点は何か、メリット、デメリットは何か、特にデメリットについて知りたがっておるわけであります。町長は、施政方針演説の中で、「多くの課題や問題点を含む合併に関する議論と理解の熱度を高めていくことが重要と考えています」と、そう述べております。しからば、どういう方法でそれをするのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（小野楨雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 住民に対する合併情報の提供についてであります。特にメリット、デメリットについては、住民の最も関心のある事柄であると思われ。また、合併の是非について判断していただく材料としても、重要な事柄の一つであります。

これらの情報提供につきましては、7町での合併協議会設置について、5町は既に町議会にて可決をされております。また、継続審査となっております残りの2町も、それぞれ特別委員会で可決されており、この3月議会で可決される見通しとなることから、7町での合併協議会が設置されることとなります。既に王寺周辺広域市町村圏合併協議会で7町の行政についての現況の取りまとめを行っておりますが、合併協議会では、さらに、財政、福祉、建設、教育などの各分野についての詳細な分析を行うとともに、7町での本格的なアンケート調査、行政現況調査及び市町村建設計画等を作成する過程で、メリット、デメリット等については明らかになってまいると考えております。

本町の市町村合併調査特別委員会でもお答えさせていただきましたが、合併協議会での議論内容は直ちに議会にご報告、ご相談させていただくとともに、関係する各委員会や審議会にも同様に報告や相談をすることにより、広く住民の意見をお聞きすることといたしております。

さらに、これらの情報については、合併協議会で発行する広報やホームページ、あるいは各町が発行しております広報紙や町のホームページ等を通じて、その都度情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

また、市町村建設計画、あるいは基本構築などが合併協議会のほうで示されれば、住民説明会を開催し、住民にメリット、デメリット等をはじめとする各種情報を提供するとともに、あわせてご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（小野慎雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 住民に対して十分情報が公開されるように、そして十分町自身も説明することに努力をするように要請しておきたいと思います。

2番目の、また町長は、施政方針の中で、「時期を見極めて、直接住民の意向を確認する必要があると考えております」と述べました。私もそのことが一番重要だと考えておりますが、それは住民投票をすることだと考えますが、そのためには条例の制定が必要だと思うわけですが、制定するとなるといつごろと考えているか、伺っておきたいと思います。

○議長（小野慎雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併の是非に関しましては、近年各地におきまして、住民投票、住民アンケートによる住民の意識調査が行われています。この問題は、平成14年12月議会におきましても答弁させていただきましたように、情報の公開と住民参加が不可欠であり、このようなことから、住民の皆様の声をお聞きするためには、住民投票を行うことは有効な手段であると考えております。仮に住民投票を実施することとなれば、その時期は、合併協議会において協議を進める中で、必要な時期に実施してまいりたいと考えております。

先進地の例から、住民投票を実施するには、条例を制定後、住民周知や準備のために3カ月程度の期間が必要であると考えており、住民投票条例の制定につきましては、時期を逸さないよう余裕を持ったスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野慎雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 必要な時期に住民投票をするということを町長が確約しておりますので、そのことの実行に期待をしたいと思います。

そして、ちなみに、私ども一定のアンケートをとりました。とっておるわけですが、まだ中間でありますけれども、その集計をしてみました。それをご参考にいただきまして、町の取り組みを強めていただきたいというように思うわけです。「市町村問題アンケート」という名称で、10項目ほどアンケートをとりました。1人1人取るものですから時間がかかりますけれども、総数は457人でありました。

1つは、性別でありますけれども、男性が44%、女性が56%であります。

それから、5番目の合併についてどう思いますかという設問であります。それに対して、賛成という人は12%でありました。反対という人は、38%でありました。どちら

とも判断できないという人は、44%でありました。全くわからないという人は、わずかに5%でありました。

それから、6番目の7町合併となると中心はどこへいくと思いますかという質問をいたしました。そしたら、1つは、斑鳩町が18%でございました。それから、王寺町が実に70%でございました。

7番目の質問、合併後新市の名前から斑鳩がなくなることはどう思いますかという設問であります。これは、絶対嫌という人が42%ありました。嫌という人は、25%でありました。どちらかといえば嫌という人が、17%ありました。あとは、別によいとか、どちらかといえばよいとか、どうでもいいとか、これは本当に10%、1%とかね、4%、そういう数字でありました。

それから、8番目の合併の是非を決めるまでに、住民にもよくわかる合併に関する資料を示してほしいというのは、これは64%でございました。2番目の住民説明会をしてほしいというのは、37%でありました。3番目の住民の意見を聞いてほしいというのは、39%でありました。するしないの決定は住民投票ですと、合併するしないの決定は住民投票ですと、こういう人は60%でありました。それから、合併協議会の判断に合併を任せると、こういう人は4%でございました。それから、議会の判断に任せるという人は2%でありました。町の判断に任せるという人も、2%でございました。

それから、9番目の質問です。どうしても合併せざるを得ないとしたら、広域行政対応の7町がよいという人は、25%でございました。生駒郡4町でという人は50%になっておりました。

以上のような結果であります。町もこれを参考に、一つの指数でありますけれども、参考にしていただいて町民の意向を酌み取るようにしていただきたいということを強く要請しておきたいと思います。

次に、3つ目の、さきの全国町村長大会に続いて2月25日、日本武道館で全国2,500の町村長と議長ら6,000人が集まって、1つは強制合併反対、2として交付税の堅持を掲げて、町村自治確立総決起大会を開きました。これは、町長も議長も参加したんではないかというように思うわけではありますが、1つはこの感想も聞かしてほしいというように思います。

そして、さらに、長野県では、小さくても輝く自治体フォーラムを2月22日、23日開きました。それらの行動と内容についてどう考えているか、伺っておきたいと思います

。

もう少し町村長大会の2月26日の状況をご紹介しますと、町村の叫び国に届けと、強制合併反対と、交付税の堅持、首長、議長ら何と6,000人集まったという大きな報道ですね。これは日本武道館で開かれたということですが、そこで全国町村会の会長の山本文男会長は、小規模町村の権限を制限縮小したり強制編入合併の対象にすることは、町村自治を踏みにじり、地方分権の理念にも反するものであり、絶対に容認できないと訴えた。それから、同議長会の安原保元会長は、今ほど町村が制度的に存亡の危機に立たされたときはないと。町村の自治に責任を持つ者として、連帯して行動を起こしていかなければならないと力を込めて訴えると、会場から、そうだと声と拍手が起きた。合併を強制しないことや、地方への税源移譲と地方交付税の堅持を求める決議を採択したと。

小泉首相のあいさつを代読した福田康夫官房長官は、住民や自治体の自主的な判断を基本としてというあいさつをした。片山虎之助総務相も、小さいからと切り捨てるようなことはしませんなどと弁解につとめた。こういうことですね。町長は直接それを聞いたと思うんですが、自民党の久間章生政調会長代理は、皆様の最後の味方になるというように述べたものの、拍手はほんまにまばらやっただと、こう報道しとんですね。これは「赤旗」やから相当詳しく書いてあるわけですけどもね。ほかの朝日では、ほとんどぴっとこれぐらいの記事しか載ってませんでした。

さらに、もう1つ長野県で行われた合併によらない輝く自治体を目指す集会でありますけれども、これは何と北海道から鹿児島県の奄美大島まで46の町村長をはじめ107自治体の議員、職員、学者、研究者、一般参加者ら620人が参加したということです。

そこで、1つだけ特例債についてあいさつをしておる福島県矢祭町の根本良一町長の言葉を紹介しておきたいと思うんです。特例債は巨大な毒薬と言っておるんですね。特例債は巨大な毒薬なんだ。昭和の大合併は中学校の義務教育を、明治の大合併は小学校を義務教育にするとわれ、国民に大きな説得力があった。今度は、お金がないからだという合併なんだ。非常に説得力が薄いと思います。そして、自民党が選挙で勝てないから、都市に金を持っていこうとしているとの話もありましたが、そう思わざるを得ません。金さえくれれば何でもいいという方もいますが、特例債という巨大なアメをくれるというが、私は毒薬だから要らないと言っています。私ども頑張ろうとしています。頑張る自治体が全国にほうはいとしてあるならば、国力は上がるでしょうと、こういうことを言ってい

るんですね。

これらを受けて、ご紹介詳しくしましたが、町長はどう考えておるか、聞いておきたいと思います。

○議長（小野槇雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず、町村自治確立総決起大会では、1つに、合併の強制や人口が一定規模に満たない町村の権限を制限、縮小したり、他の自治体への編入することは絶対に行わないこと。2つに、税源移譲等により、町村税財源の充実確保を図るとともに、地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持、必要な総額を確保することなどが決議されております。

また、長野県の栄村で開催された「小さくても輝く自治体フォーラム」では、政府に対して、小規模自治体に対する強制的合併の政策をやめ、その自主的発展を保障することを強く求めるというアピールが行われています。特に栄村で開催されたフォーラムであります。この合併問題に対して、それぞれ地域で共通する課題をかかえた自治体が工夫を凝らし、まさに生き残りをかけて活動をされていることは、それなりに価値のあることであると考えております。

私は、市町村合併は、国が無理やりさせるものではないと考えております。住民の利益のために行うものであり、住民の自主的な決定によることが大前提であると考えております。そのためには、施政方針でもその考え方を述べておりますが、まずは行政、議会、住民が同じ土俵に乗った合併協議会での将来を見据えた議論が必要であり、最終的には合併の是非についての直接住民の意向を確認してまいりたいと考えております。

○議長（小野槇雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 町長は、今までの答弁の経緯を聞いてみましても、相当この合併について民主的に解決していこうと、そういう意向のように私感じておるわけですが、この全国町村議長会、全会一致で今町長が言われた決議をしたと。町長もこの会議に参画して、議長も参画して賛成してきたわけですから、この決議の方向でぜひともやっぱり行動をお願いしたいということを強く要請しておきたいと思います。

次に移ります。

3番であります。町長の前回の退職金は幾らであったのか。町長はじめ三役の退職金の計算式はどのような計算式かということを知りたいと思います。

さらに、1つとして、退職金の原資、金の出どころはどこかということも聞いておきたい

と思います。

○議長（小野槿雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず1つ目の町長の前回の退職金は幾らかということでございますが、退職金につきましては、1,914万円の退職手当金がありまして、その中から所得税、市町村民税、県民税が控除されて、差し引き1,696万9,000円の支給受け取りをされております。

次に、2点目の町長はじめ三役の退職金の計算式でございますが、斑鳩町が加入しております奈良県市町村職員退職手当組合の奈良県市町村職員の退職手当等に関する条例第7条の規定に基づきまして支払われるものでございまして、その計算式でございますが、町長の場合につきましては、給料月額に在職年数と100分の550を乗じることになっております。同じように助役の場合は100分の350、収入役につきましては100分の300、教育長については100分の250をそれぞれ乗ずることとなっております。

3点目の退職金の原資金でございますが、奈良県市町村職員退職手当組合の負担金として全額公費で毎月支出しております。その負担額の計算式につきましては、給料月額に1,000分の250を乗ずることとなっております。

以上でございます。

○議長（小野槿雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 具体的な額を教えてくださいました。今、ご承知のように、全国的に不況でありまして、きのうですか、奈良テレビで報道しておったんですけども、倒産金額は、東京リサーチですが、奈良県で遂に10億2,000万、昨年1年間ですね、10億2,000万の倒産の金額やったと思うんですが、ちょっと記憶違いがあるかわかりませんが、たしかそのように私聞いたと思うんですが、史上空前だというように報道しておりました。この不況下の町民感情から見て、4年間で総額1,914万円といういわゆる退職金は、適当な額と考えるかどうか、聞いておきたいと思えます。

○議長（小野槿雄君） 植村総務部長。（「町長に聞いております」と野呂議員述べ）

○総務部長（植村哲男君） 私のほうから答えさせていただきます。

町民感情から見て適当な額と考えるかのご質問でございますが、これらの退職手当の支給につきましては、斑鳩町が加入しております奈良県市町村職員退職手当組合の条例に基づきまして支給されるものでございます。したがって、当町が組合に加入している限り、退職金を別の方法で支給することはできない現状となっております。

○議長（小野慎雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） もちろんシステマ的にはそういうことは私も理解しておるわけ
す。今、いわゆる一般は、ボーナスさえも大幅にカット、あるいはないというようなところ
があります。もちろん退職金につきましても、これも倒産なんかすれば全くもらえない
という状況ですね。そういう中で、4年間で2,000万弱という金額、これはやはり町
民感情と相当乖離した部分があるのではないかとというように私は思うわけですがね。今、
総務部長が答えたのは、まさに手続としては現在の制度のもとではそのとおりの支給だとい
うこと。改めて私は町長自身に、みずから受けとっておるわけですから、そういった面
についてどうかと、どう感じておるかということを探ねておきたいと思います。

○議長（小野慎雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、高いか安いかわかりませんが、
やっぱり一つの方式があるわけですから、いずれにいたしましても、今現状から言うたら
、国にも人事院勧告等考える中で、我々のやはり三役、あるいは議会の皆さん方にも痛み
を感じていただくということで、やっぱりその報酬等については、この3月議会に提案を
させていただいておりますように、そういうことで進めてきた。

私は、野呂議員のおっしゃっているように、議会の議員はもっと給料を上げて、管理者
は下げよというようなこともずっとこれあったわけです。それらのことも十二分に考えん
と、この議会の歳費が30万が高いのか安いのかということもいろんな議論が出てくると
思います。私はやっぱり一つの方向づけで、そのときの方々がそういう形で仕事をされる
わけですから、そのことも十分考えて、今日本共産党の施策としては、じきに報酬を半額
にするとか30万カットするとか、いろんなこと出てますけれども、平群町でもそういう
チラシが出てましたけども、私はやっぱりそういうことはみんなに諮って、議会と協議を
しながら私は、当然報酬審議会等もごさいますから、そこで十分やっぱり検討をする余地
があると思います。やっぱりこれからますますこういう厳しさは、私はバブルのときや
ったら何ら別に問題なかったんですよ。あれだけ日本の国民が皆さん方に大いに、バブル
のときだったら何も言わなかったんですよ。はじめてからもう10何年になってようやく
こういうことになってきたわけです。そして、職員の給与まで、まだこういう人事院勧告
が言うてそれにならうということの下がっているわけですから、そこらのことを十二分に
考えて、我々もそれに決まったら決まった以上、そういうことで、できるだけことはや
っぱりしていきたいけども、私は今現状から言うたらこういうことについては、やっぱり

皆さん方と、議会とともども相談申し上げてやっぱりやっているわけですから、高いか安いとか私に聞かれても、そういうことは私から高いですか安いとか、そういうことは私は言えないと思います。

○議長（小野楨雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 私ども議員は、私も32年やってきましたけれども、これはもちろん制度的にも非常勤でありますから、退職金はなしということで、町民にえらう批判を買わなくていいかなというように思うわけでありましてけれども、私は今まで議員について、今町長が、上げよという発言を私がしてきたと、町長は下げよというような発言をしてきたと。まさに事実であります。というのは、斑鳩町議会、現在30万ですね。今度の予算が通りますと、1%下げて3,000円引くと。29万7,000円です。町長は、86~87万でしたか、そこから1.何%か引くということですね。これも2万円弱か1万5,000~6,000円か忘れましてけれども、これぐらい引くということですね。これはもともと大きな差があるわけですね。ですから私は言っているわけです。やっぱり、どんな人も働いている人は、最低生活食べられるだけの給料は保障せないかんと違うかというのが私の論理なんです。しかし、べらぼうに高いのはいかんと、こういうことなんです。例えば、この間黒田庄町というのが兵庫県にあります。ここの町長が演説しまして、そして公約をして、3分の1カットすると。私はそれをずっと通してるんです、だから一般職員のほうが追い抜くんですと、こういうことを言っているんですね。

私はやっぱり、私どもは、三役にしろ長にしろ議員にしろ、手を挙げて地方自治法の精神のもとに住民に奉仕するということですね。そこをこのところを考えて、やはり私は妥当なものにする努力をしていかなければならないと。そのためには、町民の意向をよく聞くことが必要だなというように感じている次第です。

それでは次に移ります。

4番目であります。最後に入札の改善をすることを要請しておきたいと思うんです。

私、前議会で質問いたしました。そのときの答弁では、これは総務部長の答弁です。平成11年度であります。事後公表させていただいております平成11年7月から平成12年3月末まで、1,000万円から5,000万円までの入札の件数は20件あったと。落札率の最低が76.29%。最高は100%の落札率やったと、予定価格のね。最高100%。平均落札率は97.28%だったと。

次に、平成12年度は、1,000万円から5,000万円未満につきましては20件

あったと。最低落札率は95.71%。最高落札率は、これも100%やった、予定価格の。そして、平均落札率は96.85%であった。5,000万円以上につきましては、1件あって、落札率は何と99.29%という神業的な予定価格に対する落札価格だったということですね。

それから、平成13年度は、1,000万円から5,000万円未満については、23件あったと。最低落札率は93.3%。最高落札率は97.45%。平均落札率については、96.64%と。5,000万円以上については1件あって、落札率は、これは激しい競争が行われたというようなことで、67.52%となったということですね。

それから、平成14年度については、11月現在までであるけれども、1,000万円から5,000万円未満については17件あったと。最低落札率は89.47%。最高落札率は97.5%。平均落札率は96.34%となっている。5,000万円以上については3件あって、最低落札率は96.67%。最高落札率は97.98%であったと。平均落札率は97.69%であったと、こういう答弁を私の質問に対していたしました。

私は、これは落札率非常に高い。実際いってね、これはやっぱり談合を疑わなきゃならない。長野県なんか、ダムのああいうものを再調査をしてますね。

それと、私は、他の自治体で、幾つかの自治体でインターネット入札などを取り入れて巨額の節約をしておると。自治体が大きいからでありますけども、30億、40億というような節減をしていると。斑鳩町は、皆さん方予算につきまして、福祉や教育、いろんな公共料金等で住民に金がないということで相当負担をお願いしたと。しかし、私は一番おくれた部分は、この巨額の建設投資、建設に対する金額のこの節約をいかにするかだと。これはぜひともしないと、こっだけ財政が窮迫してきて、皆さん方に無理をお願いして、保育料上げてくれ、幼稚園料を上げてくれと、いろいろ無理をお願いしたと。国保も上げてくれと。今度は介護保険も全国的には問題になってますし、ことしは町は抑えますけれども、将来必ず問題になるでしょう。そしたら、私は、大きな金額の節約する残されたやつは、もうこの入札、これを改善するしかないというように私考えております。そのことをぜひとも私は強く、私は去りますけれども、引き継いでやってもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

最後に2番目として、もう1つお願いしておきたいのは、やっぱり役場の業務というのは、親切で情報がガラス張りのように公開されて、職員の能力が十分引き出されると、このことが大事だと。職員の皆さん方らが持っている能力というのは、すばらしいものを私

はそれぞれが持っておると思うんですね。それをやっぱりふるに、知恵も労力も引き出し
いただいて、そして町民に奉仕してもらおうと、尽くしてもらおうと。不正や借金など大きな
間違いを町政運営をするに当たって絶対に起こらないように、このことが私は大事だとい
うように思うんです。例えば、大きな間違いを起こしたとこととしては、使い込みなんかで
も、和歌山県の、皆さんも覚えているでしょうけれども、清水町ですね、高知県の土佐山
村、まことに莫大な資金がむだな、しかも責任者によって使われたと。町民は長期にわた
って塗炭の苦しみをなめねばならない、こういうことですね。

それから、もう1つの例は、いわゆる大型公共投資による失敗なんですよ。これははっ
きりしていると思うんです。皆さんも新聞で見てもわかりますように、大阪市や大阪府、
奈良県、奈良市もそうです。それから、大きくとらえたら日本の国もまさにそうですね。
まさに借金が世界一といって喜んでおった首相もおりますけれども、今や小泉さんも、い
わゆる国債発行について公約すらも破ったと、こういうことでもう歯とめがきかないと、
まさに沈没するかもわからないと。

合併したらスケールメリットがあるという人もおりますけれどもね、しかし大きな自治
体でもそうなんです。ということは、スケールメリットを大きくして合併でやっても、そ
うではないということです。やっぱり政治の財政運用によって、これはひっくり返ること
があるということを私は如実に示しておると。

だから、そういった大きな間違いを起こさないように、三役の人々に私は心からお願い
をいたしまして、私の一般質問を終えておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小野槿雄君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、松田議員の一般質問をお受けいたします。5番、松田議員。

○5番（松田 正君） この議会は、私ども議員にとりましては、一つの区切りでもあり
ます。あるいは4年間の総括と、これからのまちづくりの展望についての期待、あるいは
意見を申し上げる機会でもあるというふうに思います。そういう立場に立って一般質問を
行わせていただきたいと思います。

今、国民は、あるいは地方の住民にとって、非常に政治不信が高まっているときはない
と思います。その根源は一体どこにあるんだろうかということを考えますときに、私は端
的に言って、政治とカネ、それから政治と公約違反にあるのではないかというふうに考え
ています。

ことは、4年の1度の統一地方選挙が行われます。政治にとって改めて考えるよい機

会でもあろうかというふうに思います。冒頭申し上げておりますように、今ほど政党離れ、政治家の信用失墜、国民、住民の政治不信が高まっているときにはないということを深刻に考えなければならぬと思います。その要因はどこにあるのだろうか。さまざまな要因があるというふうに思いますけれども、私は先ほど申し上げましたように、2つの点に要約されるのではないかと、こういうふうに思っています。

その1つが、先ほど言いましたように、政治とカネの問題であります。ロッキード事件以来、政治とカネをめぐるスキャンダルが次から次へと発覚をし、後を絶ちません。これまで政治とカネの問題は、規制強化と抜け道探しの繰り返しでしかなかったと思います。このような現実と政治風土を見せつけられる国民、住民は、うんざりし、政治不信へとその傾斜を強めている現状であろうと思います。

地方政治にかかわりを持ち、信頼される議会政治を取り戻すためにと懸命の努力を尽くしている者にとって、まことに残念の極みであり、嘆かわしい限りであるというふうに思います。政治とカネをめぐる徹底した政治改革が、今ほど望まれているときにはないと痛感する者の一人であります。この点についてどのようにお考えになっているのだろうかという感想をお聞かせいただきたいのが1つであります。

その2つは、いわゆる政治公約の違反についての認識の問題にあるのではないかと思います。「大したことではない」という小泉首相の発言が波紋を広げています。なぜなのか。それは、小泉首相が単に適切を欠いたということではなくて、政党や政治家の公約の重みと責任のあり方について、どのように自覚をし、認識しているのかが問われているのではないのでしょうか。同時に、政党や政治家の公約はどういうものを改めて考えさせられる契機ともなっているのではないのでしょうか。

このような視点で考察をいたしますときに、政党や政治家が掲げる選挙公約は、耳ざわりのいい言葉で総花的に、あるいは羅列的に書き並べているにすぎないという批判もあります。どんな政策をいつまでにどう実現しようとしているのか、明確にされていない。国民、住民の批判を浴びそうな政策につきましても、あえて選挙には掲げない。当選してしまえば、公約なんて大したことではないという姿勢、いわゆる公約についての説明責任がなされていないことからくる政治家への信用失墜と選挙への無関心層を拡大させているのではないかと。人間関係の希薄な都会にその傾向が顕著にあらわれていると言われています。その最大の要因は、政党、政治家みずから公約の重みを深く自覚し、説明責任を果たしていないことにあるのではないだろうか。

統一選挙を前にして、公約とはということについて自問自答しみずからの問題として問い直してみることが、我々議会人にとっても非常に大切なことではないだろうか、こういうふうを考えておりますが、こうした考え方についての感想があればお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（小野槇雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず1点目の、初めに松田議員に対し、信頼される議会政治にご尽力していただいておりますことに敬意を表するものであります。私も一人の政治家として、信用失墜、政治不信につながらないように、政治を志したときの初心を忘れず、誠心誠意何事においても努力をしてまいりたいと痛感をいたしております。

2点目の関係ですけれども、私も公約の重みを深く自覚し、説明責任を果たさなければならぬと考えております。斑鳩町政を担当させていただいております町長として、政策目標を、「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、循環型社会の推進、いかるがパークウェイ及び法隆寺線の整備、JR法隆寺駅の改築及び周辺整備、(仮称)総合福祉会館の整備などの公約についても、説明責任を果たし、勇気とやる気を持って職員ともども一丸となって邁進してまいりたいと考えております。

また、多様化する住民ニーズにも的確に取り組み、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、誠心誠意努力する所存でありますので、議員皆様方のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（小野槇雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） ありがとうございます。

次の問題は、斑鳩町の行政改革大綱第3次答申が、平成15年度を初年度として第3次総合計画の目標期間であります平成22年までの8年間を想定をして、行財政改革の取り組みについての指針を示したものでありまして、実施に当たっては、前期、後期に分けて計画を策定し、進行管理の適正と具体的実行が強く求められているというふうに理解をいたしております。

私は、この答申が示す行政改革の取り組みについての視点、方向性については賛同し、積極的な実践行動を期待する者の一人であることをまず明らかにしておきたいと思っております。

この第3次答申の具体的実践行動を求める基本条件として答申は、いわゆる人づくりの重要性、意識改革を強く求める内容になっていると理解をしています。従来の行政感覚を

抜本的に払拭し大胆な意識改革なくしては、この第3次答申が示す行政改革は、単なる論文に終わってしまって、絵にかいた餅になりはしないかとの危惧の念を持つものであります。その人づくり構想と意識改革を求める手だてとしてどのようなことが考えられているのかということについてお尋ねをしたい、こう思います。

○議長（小野槇雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方分権の進展に伴いまして、数々の行政を取り巻く環境の変化に対応していくためには、職員としての資質を向上させていくことが不可欠であり、研修を通じて人づくりをしていくことが必要であるとの基本認識に立っているところでございます。特に自主研修を積極的に促進していくこと、職場の環境を職員の自主的な学習を促すものとしていくこと、さらには仕事を管理し業務を運営していくことに際し、それらの人づくりの機会としても積極的に活用していくことなど、総合的な取り組みを展開していくことが不可欠であると考えております。

こうしたことから、職員の意識改革を全庁的な取り組みに広げるため、具体的方策を定めた人材育成基本方針を策定していきたいと考えておりまして、その中でも、職員に求められている基本的な心構え、姿勢につきましては、1つは、住民から信頼される職員、2つ目には、行政改革を推進する職員、3つ目には、政策形成能力の向上と実践的な対応力、いわゆる実行力を備えた職員、4つ目には、情報化への対応できる職員、5つ目には、経営感覚を備えた職員、6つ目には、異なる分野における知識、経験を有する職員であると考えておりまして、こうした基本的な心構え、姿勢を持った人づくりや職員の意識改革を進めてまいりたいと考えております。

一方、国において、地方公務員制度について、能力本意で適材適所の任用や、能力、職責、業績が適切に反映される給与処遇を実現するとともに、地方分権に対応して政策形成能力の充実を図るための計画的な人材育成、民間からの人材をはじめ多様な人材の確保に取り組むなど、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情に応じて国家公務員制度の改革に準じて所要の改正が行われることとされております。

このことから、当町におきましても、この地方公務員制度の改革を見据える中で、人材育成基本方針を策定してまいり、従来の制度や意識にとらわれない柔軟な発想を持った町民の視点から思考できる職員の育成、活用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小野槇雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 第3次答申の内容も、今言われているようなことでありまして、

それを具体的にどう進めるかということがやはり難しい問題であるし大事な問題であるというふうに思っているんです。

私は、新聞記事で、「マネジメントベーシック20」と題した三重県の北川知事の取り組みについて知ることができました。そのことはさきの総務常任委員会でも紹介をさせていただきましたし、この本会議場において、総務常任委員長からのご報告の中にも含まれておりました。そこで、重複するわけでありませうけれども、あえてそのことをもう一回皆さんにご紹介申し上げながら見解を述べていきたい、こういうふうに思っています。

三重県庁は、ご記憶にあると思いますけど、7年前に職員による旅費や食糧費の不正支出が発覚をしまして、県民の批判を浴びる事件がありました。北川知事は、古い体質を一掃して新しい県庁文化をつくろうと職員の意識改革を求めました。職員の日常業務の指針としての心構えなどをまとめたもので、全部で20項目に及ぶということであります。

その内容の1つには、使命を自覚し謙虚に、しかも誇りと情熱を持って仕事に取り組みます。2つには、生活者起点の県政の実現は、私たちの基本的な信念ですと続きまして、どの項目にも解説がつけられているというふうにされています。例えば、「朝令暮改を恐れず」の項では、改革に試行錯誤は避けられません。生活者の起点という基本をしっかり踏まえていれば大丈夫。不都合な点があるときは、一たん決めたことを修正する勇気も必要と、含蓄に富んだ示唆をいたしております。

私どもこれまで、朝令暮改というのは、朝に言うたことが晩にころっと変わってしまうと、まことに無責任な関係ということで朝令暮改ということの理解をいろいろな使っております。しかし、視点を変えてとらまえるときに、今言いましたように、いわゆる改革をしようというときには失敗もつきまとうものだ、それを恐れては改革はしていけないというふうにこの関係についても認識、理解をさせるという、職員に意識をそのように持たせるということが大事だということまで書かれているものと私は思うんです。

したがって、そういう立場に立って考えますときに、特に特権意識は強いけれども責任感には非常に欠けると。そして、前例に固執をして内外の変化に対応できない。国、地方を問わず公務員の中にはそんな人が多い。こんな批判も少なくないわけでありませう。省庁や他の自治体を見習うということについてもどうかというふうに指摘をしているんです。

私はやっぱり、そういう人づくり、意識改革をしなければならんという、口ではやかましゅう言いますが、どう具体的にその感覚を持たしていくのか。一つの物事をとらえるについても、どういう認識に立つべきなのかということをつつと指針として与えてい

かなければ、幾らよい演説をしてみても、それは改革されていくものではない。一つのを調査をするにしても、その調査目的は一体何なのか。前にやっているから同じように調査をしているんだというだけであれば、ただ単に統計を並べるだけになってしまう。そこから何を見出そうかということのために、あるいは何のためにこの調査を行うということなどが十分に意識をされないと、十分な成果を上げることはできないのではないか、このように私は考えます。

そういった意味合いで、こうした職員の意識を変えるという、そのためにはどういうふうに理解をしていくべきなのか、どういう視点に着目すべきなのかということの適切な具体的なマニュアルづくりが必要ではないのかなというふうにも考えて、この点について紹介をさせていただいたわけであります。この点について一度感想を聞かせてください。

○議長（小野槇雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者もおっしゃっておられますように、三重県は、生活者起点の県政の実現を目指す中で、この目標を実現するために、職員が日常の仕事に取り組む際の最も基本的な考え方の20項目をピックアップしたマネジメントベーシック20を職員に示しておられます。

職員が意欲を持って生き生きと働くことは、県民の皆さんによりよいサービスを提供するために基本的に大切であるとし、そのためには、県庁職員が一つのチームとなって取り組むことが必要であるとしておられます。ご指摘のように、人づくり、意識改革を基本とする行政改革第3次答申を具体的に推進し実効あるものにするためには、このマネジメントベーシック20は、当町といたしましても大いに参考にさせていただき、職員の意識改革を図りながら、職員が一丸となって行政改革に取り組むべきであると考えております。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたように、人材育成基本方針を策定し、人材育成と職員の意識改革を全庁的な取り組みとして広げてまいりたいと考えております。

○議長（小野槇雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 第3次行政改革大綱の答申を受けるに当たって、少なくとも総務部関係では、その窓口的な事務的な立場に立っておいでになったんだと思いますから、そういう文書づくりの関係についても関与されておったのかな、こういうふうに思うんです。

そこで、私は、答申に言う人づくりとか意識改革の必要性を強調しているように思いますが、これと同じことが実は定期監査に添える意見として代表監査委員がこの本会議場で

初日に幾つかの点について指摘をされました。結局、その際にも、冒頭で言われていますのが、問題をどうとらえるか云々という関係については、理念とか意識の問題であるということ強調されました。これは、答申に言う意識改革と同義語だというふうに私は受けとめています。そうした中で、代表監査委員が指摘をいたしました幾つかの点について、私はこのように受けとめさせていただきました。

1つは、競争の原理が働いているかどうかということと言われました。特に入札などを例に挙げて言われています。そして、発注の件数と入札者の関係と大体同数程度になっているかについては、どれか一つが受注するという仕組みがつくられているように感じられるという形であります。私どもも、この監査の結果につきましては、入札者、入札額、落札者という関係についてのご報告を受けていますから、十分承知をしています。そういう中身を見ますときに、ああ、そうかなということ、代表監査委員の視点と指摘、我々に言われている問題について、十分にああ、そうかなと、考えなければならぬなど。そして、形式的に入札という形はとられているけれども、本当に競争原理が働いているかどうかということになりますと、いま少し工夫が必要ではないかなというような点を考えさせられたのであります。

さらに、施設の利用状況の関係。この施設の利用状況の関係につきましても、私は今日まで、単なる施設の利用回数だけを記録にとどめて提示をするだけでは意味がない。その施設が有効に活用されているかどうかということについても十分に検討、分析をしながら、改めるべきは改めていくという方向をとらないといけないのではないかということいろいろと申し上げてきた経緯もありますけれども、同じようなやっぱ指摘が代表監査委員から行われています。そして、この施設利用につきましても、やっぱり効率性を十分に考える。そして、受け身ではなくて積極的に対応していく。こういう姿勢がなければならぬのではないかと。それがややもすると、おざなりに使用回数だけを列挙して、そこには何の工夫評価も考え方も出てこないという関係の指摘があったように私は思うんです。これらも具体的な改革の一つとして、具体的な事例として取り上げていい問題ではないんだらうかと、こういうふうに受けとめました。

さらには、遊休資産の管理の問題です。確かに指摘にありますように、遊休資産、特に目立つ関係というのは、不動産なんかの関係、いわゆる町営住宅の跡地ですね、小規模住宅がありましたその跡地の対応などについて、確かに何回となく議会でも指摘をされている状況でありますけど、依然として変わっていません。そして、その周囲が、境界は一体

どこだったんだろうかと思われるような状況にも実はなってくるというような関係でありますから、これらの関係につきましても、応急にやはり管理維持に対する費用の関係と、あるいはそれを処置をすることによって、そして同じように町営住宅用地なら町営住宅用地の建設費に回すという関係など、もっと有効な財源運用というものを、あるいは遊休施設の管理の適正を期すということについてももっと深刻に考えてもいいんじゃないか、こういうご指摘もありました。我々も何回となく言っていることでありますけれども、それが具体化をされてない形が代表監査委員の指摘となってあらわれてきている、こういうふうにも思うんです。

それから、備品なり資材の調達のある方につきましても、これは競争入札の面もありましょうし、随時契約の面もありましょうし、見積もり合わせという形もありましょうけれども、いずれにしても、これらの関係についても、いま少し検討の余地はないのかということについてもご指摘がありました。

それから、財産の関係につきましても、特に事業が多過ぎる、もう少し取捨選択をすべきだという意見もありましたが、これは非常に難しい問題だろうとは思いますが、ですけども、やはりこのことにつきましても、後でも申し上げたいと思いますけれども、まだまだやっぱり、現在いろいろ制度として決めている問題についても、その整理統合をし、あるいは事務の簡素化をし云々の考え方の行動の余地というのはまだ幾つかあるんじゃないかというふうにも考えられているところがあります。

さらには、財政の運用で、これはたまたま補正予算の際に、何回も補正を組んでいるんですから、その際に補正を組めばこういう指摘はなかったんだろうとは思いますが、基本的には、収入見込み、いわゆる雑入の関係を例に挙げてご指摘がございましたけれども、私は、収入がこれだけあるということは当初から一応見込みがあるんですけれども、予算を組む際にはそのうちの75%から80%で予算を組んでいる、収入を組むんだという形をとられて、一応年度末段階におきますと、当初予算よりもかなり予算が膨らんできて、しかしそのことによって公債費が特にふえたということもなく、膨らんでくる場合もありますし、また途中組みながらまた元へ戻して同じような額におさまっていくという関係などもあります。それが予算編成の妙だと言えばそうだと思いますけれども、その辺についても、もう少しこう、作為的な考え方でなくて、運用を考えるということが必要ではないかなどというふうな面が指摘をされていたように思うんです。

そういう面について、常に貴重なご意見をいただいて今後正すべきは正していくという

ふうに言われているんですけども、どれほどそういう関係のものが正されてきたのかということを考えてみますと、ややもすると、それは聞きっぱなし、言いっぱなしで終わってしまっている傾向がありはしないかどうか、こういうことなどを具体的に、いわゆる答申の前段部分ですね、前期、後期に分けずに言いますけれども、やっぱり前期の中で直ちに実施すべきものはしていくというふうな視点に立って検討をされるべきではないのかな。また、私はそういうふうな監査の関係、代表監査委員が述べられたことについて感じました。

ですから、皆さんはどうお感じになっているのでしょうか。本当にそういうふうな受けとめていくなれば、まだまだ改善の余地は幾つも残されてきている。そして、まちづくりの実効性を高めることができる余地がかなりまだあるということを痛切に感じました。

そういった私は感じたことを申し上げまして、この点について皆さんがどうお受けとめになっているのかな、どうこれから実践していこうとするのかということについてお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（小野慎雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 定期監査におきます代表監査委員さんからご指摘いただいた関係につきまして今おっしゃっていただいたということの中で、この中で、人づくりの関係につきましては、先ほど若干述べさせていただいたことで、それ以外の分でお聞きいただいたということでございますけれども、今現在での我々の考えておる状況ということの答弁でありますけれども、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の競争の原理、発注件数と入札者数の関係でございますが、本庁におきます入札制度の改善につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、予定価格の事後公表、予定価格及び入札参加者の事前公表、斑鳩町契約審査委員会の設立などに取り組み、透明性の確保、公正な競争の促進や不正行為の排除等に努めたところでございます。

また、本年3月1日からは、建設工事に係る暴力団の不当な介入を阻止するため、斑鳩町建設工事等暴力団排除措置要綱の制定、談合行為や独禁法違反などの不正行為の防止を強化するため、指名停止期間の延伸を盛り込んだ斑鳩町建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の改正を行い、さらなる適正化に努めているところでございます。

透明性や競争性の一層の向上を図るためには、どのような方法があるのか、他の事例も参考にしながら、郵便による入札、制限付一般競争入札の設計基準額の見直しなどの検討

を行ってまいりたいと考えておりますが、さらに発注件数と入札参加業者数につきましても考える必要があると考えております。

最後に、入札及び契約制度に関しましては、入札業務の改革、改善はこれで100%という制度は存在しないと考えております。したがって、随時入札の状況を点検し、時代に沿った制度となるよう改革改善を行ってまいりたいと考えております。また、随意契約につきましては、その業務の性質上やむを得ないものがあります。その契約内容につきましては、経済、社会情勢も勘案しながら、契約金額の見直しを行ってまいりますが、ご指摘のように、一層の適切な契約を行う必要があると考えております。

次に、施設の利用状況等でございますが、施設をつくりました数年間は、その建設目的を十分に意識して運営を行ってまいりますが、ある程度の年数が経過しますと、その意識も薄れがちになりがちでございます。そうしたことから、毎年同じ運営方法ではなく、常にどうすれば利用者がふえるのかを念頭におきながら施設運営を心がけていくべきだと考えております。

次に、遊休資産の管理の関係でございますが、施設の跡地等の普通財産につきましては、町営住宅の建て替えなどによりさらにふえてまいります。未利用地になっている土地につきましては、災害時での活用が考えられますが、平時での有効活用も検討してまいりたいと考えております。

また、公有財産の管理、活用に当たりましては、管理維持に要する費用、有効活用の観点から、さらには主体的な住民参加を推進し、住民と行政協働によるまちづくりを進めるため、公共施設について住民団体等による管理運営などが行われる仕組みなどが構築できれば、より効果的な管理活用が図れるものではないかと考えております。

次に、資材、備品調達、そのあり方の検討でございますが、資材、備品の調達に当たりましては、ご指摘のように、その目的、用途や数量等を適切に把握して運用するよう徹底してまいりたいと考えております。

財産の関係でございますが、事業数が多過ぎるというような関係も書いてございましたが、社会潮流の変化に伴う新たな行政課題につきましては、総合計画の内容に即してそれぞれ解決の基本的な方向を見定めた理念を確立しながら積極的な取り組みを進めることは言うまでもございません。しかしながら、現在の社会経済情勢の中では、これらをすべて対応できる歳入の確保は非常に難しい状況となっております。このことから、時代の変化や住民ニーズを的確に見定めた上、施策を新たに実施する場合には、単なる積み上げ

方式によるものでなく、既存の施策の整理、見直しを同時に行いながら進める仕組みづくりの確立、また事務事業の実施に当たっては、一定の期限の到来、条件の充足により事務事業を終結させ効力を失わせることをあらかじめ明らかに実施していく方法の導入などの検討が必要であると考えております。

最後に財政運用でございますが、歳入予算の見積もりに当たりましては、第1に、地方税や地方交付税などの予算割れを起こさないよう慎重に見積もりを行っております。また、国、県支出金につきましては、歳出事業を見積もる上で算定いたしております。なお、書籍の販売などの収入につきましては、毎年度一定でございませぬので、余り意識せずに少ない目に計上いたしておりました。しかしながら、近年のように税などが多く見込めない状況では、歳入見込みにおいて、いわゆる雑入についても、より過去の実績を勘案し、適正な見込みを立てる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、定期監査でご指摘を賜りました事項につきましては、真摯に受けとめ、前例にとらわれることなく、常に探究心を持って事務改善を図っていくことが肝要であると考えております。これらの視点を常に持ち続けることは、住民の信託にこたえていくことになると考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小野槇雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 口はばったい言い方をするんですけども、ご答弁非常に結構なんですけど、そのことがどう具体的に実行されるかどうかというところにやっぱり問題の焦点があるんだというふうに思います。ですから、おぐちべっぴんでなしに、実行がきちっと伴うように特に期待をしておきたいというふうに私は思うんですけど、それでは、角度を変えて一つまたお尋ねをしたいんですけども、常に私は行財政改革の関係については関心を持っているんなことを申し上げて、検討に値しないのかするののかということで指摘をしてきています。

行政改革で特に指摘をされますのは、縦割行政の弊害ということが常に言われているんだと思うんです。その縦割行政の弊害として私は常に今日まで申し上げてきましたのが、幼稚園と保育所のあり方の問題について指摘をしてきました。ところが、これは文部省の管轄と厚生労働省の管轄ということで、なかなか難しいということで、検討はするけどもなかなか難しいんやという関係の答弁がずっと今日まで繰り返されてきていたように思います。本当に現在の保育所と幼稚園というこの制度、国の制度の関係でありますけれども、国の制度としてこのことは矛盾がないのかどうか。地方行政としてこれ

ほどむだな施設の関係という関係 _____ むだといたしますか、重複した、ダブった関係とい

うものはないかでしょうか。もう少し合理的に、一貫した形のものとして運用することは考えられないのかどうかということなどを視点に置きながら今日まで幾つか指摘をしてきた経緯がございます。こういう関係について、一体どうお考えになってきているんだろうかというように思うんです。

最近、やっぱり保育所と幼稚園との一貫した体制、行政執行というものが行われている自治体もふえてきたことも事実なんです。そういった面から見て、こういうことについて今日どうお考えになってきているんだろうかということについてお聞きをしたいなというように思います。

結論から言いますと、私は、今小学校と中学校が一貫教育ということが言われてみたり、中学校と高校が一貫教育というふうに言われてみたりしています。それと同じように、ゼロ歳児から例えば2歳児までの関係は乳幼児保育という関係できちっと位置づけをして充実した内容にしていく。そして、3歳児から小学校までの関係は幼稚園に全員が入るという関係にきちっと体制を整えるということによって、二重、三重の施設ということではなくて、ずっと一貫した関係の保育教育のカリキュラムができていくのではないかな。そういうことによって、いろいろ説明をされます設備などの関係について、ダブっているんだとかどうだとかという関係はなくなってくるんじゃないのか。そして合理的な運用もできるのではないかと、こういうふうなことも考えたりしているんですけども、この辺について今日どうお考えになっているのかということをお聞きをしておきたい、こう思います。

○議長（小野槇雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 幼保一体化の問題につきましては、平成12年の9月議会で松田議員のご指摘がございました。我々は検討チームを設置いたしまして、幼保一元化についての検討を重ねていきたいという答弁をいたしました。そして、平成12年11月に、幼児教育等調査研究実施要綱を制定いたしまして、関係部署の職員による企画調整会議において、幼保一元化に向けて、現在並びに将来に向かっての実施可能かどうかということについて検討をしたところでございます。

この検討の中では、まず1点目として、職員の人事交流について検討いたしました。2点目には、幼稚園と保育園の施設の共用化について検討をいたしました。3点目には、就

園児の交流等について検討をいたしたところでございます。

検討項目といたしましては、1点目の人事交流につきましては、職員の資質の向上を図るとともに、幼児教育の充実を図る目的から、平成14年度の夏期休業中において実施した保育園での保育研修、これは保育園の2人を派遣したと、こういうことでございます。そういう形で職員の年間計画を立てまして、試行実施する中で問題点を洗い出す等をし、段階的に実施は可能であるという結論をいたしました。

次に、幼稚園と保育園の施設の共用化でございます。この共用化につきましては、全国的にも共用化に向けて進んでおられる町村があるわけでございます。これについても検討をいたしまして、現施設の規模や将来人口及び女性を取り巻く社会環境を勘案した場合、町総合計画の目標年次である平成22年までの両施設の再編ということについては非常に難しいのではないかと考えたわけでございます。また、既存施設の建築年次から考えますと、耐用年数が古いもので30年、新しいもので60年ほどあることから、老朽化に伴う建て替えについては近々に実施しなければならないとは考えにくいという結論に達しました。しかし、建て替えが必要になった時点において、施設数や建築場所等の検討や共通の指導計画の策定を行い、制度及び運用についても垣根を越えた幼保の一体的運営を目指すことは可能ではないかという考えに立っております。

3点目の就園児 _____ 幼稚園児と保育園児 _____ の交流についてでございますが、両施設の設備 _____ 給食設備を考えると、日単位での交流は非常に難しいものではないかと考え

ました。ただし、保育園での交流は可能であります。しかし、子どもたちが一緒に過ごす意味は大きいとの指摘もあることから、現在両施設間で実施をしている短期の交流、年に1回から2回、この回数をふやすことで就園児の交流を図ることは可能であるという結論をいたしました。

町といたしましては、国の幼保一元化の取り組みや各自治体での取り組み状況等を勘案する中で、当町といたしましても企画調整会議を存続させまして、当町としての取り組みの事案についてさらに調査研究を重ねてまいりたいと、このように考えています。

先ほど申しました3点については、中間報告として一応その資料を提供しておるわけでございまして、そういうことで中間報告の形で今現在やっておるということでご理解願いたいと思います。

○議長（小野慎雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） この問題は、従来主張してきた関係もありますし、視点が随分違うんです、私と。私は、現行施設の関係を、2つ同じようなものが並んでいるけれども、そんなむだなことをせんと1つにできないのかと。一貫した体制がとれないのかということを行っているんですけど、今言われているご答弁というのは、2つを存続させた中で一体どうしていくかというようなことを中心に検討されているようでありますから、検討していこうするところの視点が違う。そして、22年と言われても、22年ごろに私が言っているような関係随分それは進んでくると思うんです。恐らく皆さんのほうが後追いの形になってくるのではないかと、こういうふうに認識をいたしておりますし、この問題は、今直ちにここで結論を出す問題ではありませんから、深く議論をしようと思いません。

ただ、言いたいのは、結局議会の場にありますかいろいろの議論を言って、しかし物を言うだけで我々は満足しているわけではないんです。やっぱりそれが正しいんじゃないか、あるいはこれは検討してほしい、あるいはこれを具体的に実行してほしいという立場から各議員が真剣にこの場所で発言をさせていただいている。そして、皆さんがご検討をいただいている。

その中で私どもやっぱり感じるのは、ただこの場所の答弁であってほしくないということ、さっきも言っていますけれども、真剣に今思っているんです。ですから、今から申し上げますと、具体的な面で担当課に非常に申しわけないんですけども、できるだけやっぱり有言実行、議会での答弁というものについては、その後における説明責任はきちっと果たしてほしい。再度我々がこの場所に立って言わなければ返事をしてくれないとか、言わなければこうだったああだったということを書いてくれないという姿勢というのは改めてほしいというふうに私は思うんです。したがって、かなり議会での答弁したことについての事後における説明責任等についてはきちっとしてほしい、こういうことを特に申し上げたいと思うんですが、そういう意味で、実はかつて私はこの場所においても申し上げたことがあるんですけども、平成13年の9月議会では、一般質問の際に、ここで禁煙問題について論議をさせていただきました。そのときに申し上げたのが、大阪府の新たな条例制定の動きなどを見て、そして事前協議の段階から、喫煙設備の充実などについて十分配慮をするようにという指導を行うんだということが新聞などで報道されていたその内容を紹介をしました。十分に検討してみてもどうか。ご答弁の関係も、十分大阪府の内容についても精査をし検討をし、参考にするものがあれば参考にしたいという答弁をいただい

いるんですけども、1年有余になりますけれども、その関係について一切ご返事がないということがまず1つあります。

さらに、いわゆる斑鳩町は美化運動云々いろいろ言ってますけれども、今日までの質問の中でも、いろいろ議員が訴えていますように、ポイ捨てが多いとか、あるいはたばこの吸殻の関係などについても、いわゆる散乱をしている。特に目立つのが、バス停留所などだということについて、何とかそういう関係についての、いわゆる美化運動に対するマナーの向上という視点からも、あるいは関係業者とも十分相談をして積極的な対応策をとってみてはどうかというふうに申し上げました。それもとるというふうに言われていた。十分相談して対処をしていきたいということでありましたけれども、そういうことが実際に行われておりません。そして、今日までこういうことについてどうなったのかということについて、あるいは困難であるなら困難である、あるいはできないならできないということについての何もご報告をいただけていません。これはせっかちに言って事ができるというふうには思いませんから、今日までそのことについて再確認をする意味での質問をしなかったわけですけども、そういうことになっている。

斑鳩町は、たまたま、平成7年に、斑鳩町の環境保全条例というのを設定している。特にこの中でも、先ほど私が、46条からなっていて、具体的に環境保全について、町の責務、あるいは住民の責務、業者の責務などについて明確にしながらこの指導、あるいは守るべきものについて提起をされている。条例化されている。しかし、その条例が一体どう活用されてきているのかということについてははなはだ疑問とせざるを得ない。物はつくったけれども、その実効性についてどれだけ行政の中に生かされているのかどうかということについても、必ずしも明確ではないように私は思うんです。だから、ポイ捨ての関係にしましても、17条、18条の関係で、清潔の保持という関係できちっと明確している。それが具体的にどれだけ実行されてきたのかどうかということになりますと、いささか不十分ではないのかな。

私は、せめてこれらをいろいろ真剣に考えるとするなら、例えば何らかの機会に、美化運動とかそういう機会について、例えばたばこの吸殻などについても、啓発をしていこうとするなら、いわゆる携帯用のたばこの吸殻入れを配って、そして注意を喚起するということを集会のときにもいろいろして、そういうことを考えてみるということもあっていいんじゃないか。そういうことをかつて私は申し上げたこともあります。しかし、そういう関係などについては一切かえりみられてない。そして、町は、業者に言う、あるいは指導

するという関係であるのか。町は、いわゆる上意下達方式の関係で今は通用する問題ではありませんから、そういう形態、認識のもとに指導云々という関係では、どうしても僕は実効性が高まっていかないというふうに思うんです。そういう傾向がありはしないかどうか。

そして、斑鳩町の環境保全条例の推進要綱もあります。確かにこの推進要綱をつくって、町が指導する関係について、住民、地域に推進委員を置いて、そしてそれらについて町に一回報告せいと、こう言っているわけですね。その報告が一体どうなっているのかわかりませんが、報告したらどうしてくれてるんやと。結局、自分たちに責任を負わされて、そして町に言うても、町は具体的に対応をとってくれる状況というのはいないじゃないかという関係に今なっているというふうに思うんです。こういう形の行政執行というものが、いわゆる地域において、ごみの問題一つについても、やっぱりあれせいこれせいというのは地域の役員にいろいろ求める。ところが、町は一体何をしてくれるのかという関係になってはね返ってくる。こういうふうな形の不満がうっ積しているように私は思います。

だから、こういう面についても、十分にご検討をいただいて、いわゆる有言実行、町民に求めるんなら町民に求めることについて、それだけに行政としても誠意を持って真剣にその気持ちが住民に伝わるような対応方針というものをぜひともとってもらいたい、こういうふうに私は思うんです。そういった面について皆さんはどうお考えになっているかどうかということについてお聞きをしておきたい、こう思います。

○議長（小野慎雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、ご指摘によります件につきましては、議員の皆さんは、当然住民のパイプ役としていろいろな面についての行政に提言、またご指摘、ご要望をされておるわけでございます。我々といたしましては、その場限りの答弁であっては、これは公の場の答弁でございますから、やはり実行をし、そして解決をしていかなければならないということを常に思っておるわけでございます。答弁する中で、非常に難しいものがあるとするならば、その難しい状況を報告し、そして理解を得るということも大切だと思います。やはり取り組んでいこうという事業については、やはり今言われたように、誠意を持って積極的に取り組む、これは我々の使命だと我々は思っております。

今、松田議員がご指摘の、言われるとおりのことは確かにあるわけでございます。私も常に、これはできたか、これはどうなっているのかということを担当セクションに聞いているわけでございます。そのときには、できてないものは、やはり難しいものについては

、その議員の方々にきちっと話をして、そして理解を得ておけということも指導しております。

しかし、やはり我々としては、住民の要望である、議員の要望である案件につきましては、やはり積極的に取り組んでいかなければならない、このように常に思っております。今後やはりそういうことを肝に命じまして、各担当セクションにきつい指導をやっ
ていきたいと、このように考えておりますので、その点ご理解を願いたいと思います。

先ほども関係条例等、たばこのポイ捨て等のいろいろのことをやりますということは一
向にはかどってないし、またその経過も聞いてないということによっておられますが、ま
ことに申しわけないと、このように思ってます。どうか今後とも、我々としても積極的な
取り組みを行っていききたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いしたいと、このように思
います。

○議長（小野槿雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） しつこいようですけども、最後に、これも口はばつたいとは思
うんです。言いたいことを言うてるなあというふうにお思いになるかわかりませんが、
私は今日まで常に思ってきていますことは、新聞などを読んだり、あるいはいろいろテレ
ビ放送の中でも言われても、ああ、そやなと思うようなことをばばとこう走り書きして
自分の教訓にしようということで思ってきて、一、二、その例を紹介したいと思うん
ですけども、例えば提言の内容を検討し、その長所、短所を集約するための議論を尽くして
将来像を絞り込んでいくべきだと、提言の検討を初めから否定するなどの態度というもの
は許されるべきではないと。そんなもの難しゅうおまねんど、できまへんねんどとい
うことでぴっと切ってしまうてすね、ゆっくり聞いて、それをどうしたらいいのかとい
うことを考えてくれる。そしてどうそれを絞り込んでいったらいいのかということ
を考えてくれるということがやっぱり大事なんじゃないか。そういうことがありはしないか
どうか。それは、私自身にも言っていることなんです。そういうことまず1つ。

それから、論点整理が不十分で具体的な計画構想のあり方について結論をいたずらに先
送りしている。きょうの答弁にありますように、県が、国が、その方針を見極めて、ある
いは体制を見極めてということがたいてい最後についている。斑鳩を初めに言います。言
いますけれども、最後はそういうことで締めくくられてしまう。いわゆるこのことは、地
方分権を口で言いながら、まだまだ国やとか県への行政依存という形が抜けきっていない
という形やというふうには私は受けとめるんです。そして、国、県という関係で言ってい

ば間違いはないという立場。そういうことに飽き足らないで、いわゆる国がなかなか直してくれないということから、県などにおきましても、まず地方から行政改革、地方分権を実現させていかなければならんということで、制度改革をやろうというのが、今盛んに新聞などで言われている、知事7人とか8人とか、知事の関係なんか代表的に言われていますね。そういうことだろうと思うんです。

ですから、私はやっぱり、そういうことについても十分に、大変なことであるけれども、国とか県に依存しておったのでは本当のまちづくりはできない。だから、斑鳩町のまちづくりのためにはこれがぜひとも必要なんだという関係は、それを改革をしていく、それを認めさせていく努力というものを、今日までいろいろ尽くされていると思いますけど、やっぱりそのことが大事なんで、そしてそのことを地方からのろしを上げていかなければならないという今日の状態にあるのではないのか。そうしないと、縦割行政であるとか横割行政の矛盾なんていうのは、とてもじゃないけど解決していけないというのが今日の実態ではないのかなというふうに私は思うんです。

だから、そのためには、既定の概念にとらわれていては斬新的な発想は生まれないと。既定の概念にとらわれておって、前こやったらええからこやるんやということを繰り返していたんでは、決して斬新的な発想というものは生まれてこないし、道筋をつけることの打開策にもなっていないというふうに思うんです。そういったことがいろいろと考えさせられます。

したがって、私は、幾つかの点を申し上げましたけど、そういった考え方で一人一人が、前はそうであるからこやるんだというよりも、このことについて不自由さがあるんならこ直していこうという考え方というものを一人一人が持って、そして前はこでよかったんやけど今は時代が違う、こやらなければならんのだという感覚になっていただけるようにしますと、もう少し行政というものも、改善すべき点は改善することが可能でありましょうし、またできなくとも意欲というものが相手に伝わってくるというふうに私は思うんです。ですから、誠意、意欲、熱意というものが十分町民の中にも、また我々も共有化をして感じられるような行政執行を心からお願いを申し上げまして、非常に口はばつたいことを申し上げましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（小野槇雄君） 以上で、5番、松田議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたしました。明5日も午前9時から一般質問をお

受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後2時52分 散会)